

権威と「理性」と法（二一八）

—イギリス法における—

下山瑛二

一 序論（三巻一号）

二 本論

第一章 「世俗的」権威と「理性」論

はしがき

第一節 教皇の権威と世俗的権力

序—聖俗三権威と世俗的権力

第一款 教皇と世俗的権力

一 教会の法的権力

二 中世後期における教会の現世の「裁治権」の確立（三巻二号、四号一号）

三 イギリスの特殊性（四巻二号、五巻一号、二号）

四 聖俗裁判競合の前提（六巻一号、二号、七巻一号、二号、八巻一号、二号、九巻一号、二号、十巻一号）

五 教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題（十巻一号、二号、十一巻一号、二号、第二巻一号、二号、十三巻一号、二号、十四巻一号、二号、十五巻一号、二号、十六巻一号、本号及び次号）

第二款 世俗裁判権

第三款 教会世俗裁判権

第四款 聖俗裁判権の競合

第二節 教皇の「権威」からの解放と人間社会の自立的「権威」の抬頭

権威と「理性」と法（二一八）

第三節 人間の「理性」論と「權威」の問題提起の過程

第四節 聖俗裁判権の競合と補完——イギリス法

第二章 法と「理性」論——宗教改革前

第三章 「自然法理性」と「人為的理性」

三 むすびに代えて

五 教会の世俗化と若干の法理論的検討課題（続）

(2) 世俗権力の正当化と聖職者の係わり方——「權威」と「權力」の癒着の理論的契機（続）

(i) とくにカノン法学に内包される「自然法と理性」論——トマス理論——（続）

(2) トマスの「自然法と理性」（続）

(c) トマスの人定法論と理性論（続）

(iv) トマスと私法（続）

④ 約束の拘束性——obligation

序

今日では、契約の自由の原則が支配しており、それにどのような形で、公共の利益の観点から制約を加えるか、ということが極めて重要な課題になつてゐることは周知の事柄である。⁽¹⁾しかし、トマスの時代には、商品経済がそれほど発達しておらず、契約に関する法そのものも、それほど主要な位置を占めてはいなかつた。だが、それにも拘わらず、法的に obligation の発生する場合の一つの要素として promise があり、それゆえ、そもそも約束という行為にどのような法的意義が付されうるかが問題になつていていた。そして、約束に対して法的保護を加えるのには大きな役割を演じたのが中世におけるローマ＝カノン法であったことは、本稿においても触れてきた。⁽²⁾当時と現代では、社会構造も異なるし、

またそれに相応しい法制度も異なつてゐるが、後に触れるにとへ今日の契約法においてもなお約束の法的効力は問題になつてゐる。

ところで、イギリス法においても、中世コモン・ロウは訴えと手続の法であり、法の構造は、訴えの様式によつて規定されてゐた点が、考察には不可欠である。⁽³⁾しかも、イギリス法の obligation に関するコモン・ロウ上の準則は、イギリスの慣習とローマ法学の混淆から出来上がつてきたと謂われてゐる。⁽⁴⁾しかし、イギリス法においては、特定の obligation の準則は存在しても、大陸法、日本に於いて民法のよつた law of obligation は存在していなかつた。だが、第二次大戦後の国際化の進展に伴ひ、イギリスにおいても、契約法、あるいは、law of obligation の形成に関わる歴史的発展の過程を改めて見直そらとする氣運が醸成されてしまつてゐる。⁽⁵⁾しかむその場合に、promise の法的位置づけが問題になることれてきている。⁽⁶⁾

本項では、これら問題に直接的包摵的に言及する」とを課題とはしていいないが、その問題の省察過程においても、しばしばトマスの役割が取り上げられてゐるので、本項の課題考察に必要な限りで、その点に触れておきたいと考えてゐる。端的にいえば、近時の研究で、この契約法の法理あるいは obligation について、アリストテレスないしトマスまで遡つて検討する氣運も生じてきてしむといふことに觸れる。⁽⁷⁾そもそも、我が國の民法では債権総論—債権各論—契約総論—契約各論のヒエラルキーの法構造を採択しているが、しかし、現実には、いかなる契約がいかにして債務を発生せしめるかが問題なのであり、その場合に、契約の基礎をなす約束 promise がいかに法的拘束性 obligation を有するかが問題の原点にある。なるほど、歴史的には、当時は、個別の契約あるいは約束の法的効力が争われられたのであり、一般的原理が先行して、それを適用して個別事案を処理する方式をしておらず、一般的原理が問題になるのは、遙か下つて、ある程度個別事案の処理に際しての普遍的要素の抽出可能な状況形成が基盤となつて、はじめて、それが

法的意味をもつようになつてきただといえる。⁽¹⁰⁾

そこで、我々が留意すべきこととして、先に触れた如く、中世と今日では、法制度が違うことと、また逆に、その時代的制度的相違をもつてすべてを割り切ることの危険性があるということを摘示しうる。ことに後者について、近代法形成過程において、中世の法制度がどのように条件づくりをしてきたか否かの検討しておかねば、中世と今日との相違さえも明らかにされえなくなるのではないかと懸念しているし、それに関わって、今日の問題状況も明らかにされえないのではないかと思料している。⁽¹¹⁾

では、トマスは、この問題をどのように観念していたのであらうか。

トマスの場合、後に言及するが如く⁽¹²⁾、この問題へのアプローチはそれ 자체の問題としてはなされていないので、その考察はかなり難しい問題になる。しかも、当時考究されていたローマ法研究と、アリストテレス＝トマス的哲学の綜合の課題遂行は、一六世紀から初期一七世紀に架けての後期スコラ学の課題となつてくるので、それまでは、その総合的検討は十分に行われてこなかつた。⁽¹³⁾従つて、トマスの場合、当面の課題への言及は断片的なものに過ぎなかつたことが留意されねばならぬであろう。その点を考慮して本項でも、トマスの立場を警見しておきたい。

既に眺めてきた如く、トマスの場合、「契約」概念を、隣人間の交渉関係として見た場合に、原則として、それは人定法に委ねられた領域とされていた。⁽¹⁴⁾だが、その前提として、その領域も「正義」論の対象になる点が存在する。そこで、本項では、次の二点に重点をおいて警見してみたい。その第一は、本人の自由意志の発動による「約束 promise, promise」が制度的に拘束力をもつと觀念されるならば、その理論的根拠が問われねばならぬので、その点、トマスは、どのように把握していたのであらうか、という問題である。この問題は、多くの論者が、カノン法の演じた役割を評価している点に關係し、そのこととの関わりで、トマスがどのような見解を抱いていたかという問題もある。その

第11は、本人の自由意志の発動に対する外的制約として、公共善からの制約をトマスがどのように観念していくかと、
その点に留める。この点は、私法領域の問題とは云々、なお公共的制約の枠内におけるのみ私的問題処理が行われていた
折時においては、刑事法的制約の要素を脱却しきつてこなしむる點であり、この点の説明は、ややむづかしいが根本
的役割とも認定してくる問題であるといふべし。⁽¹²⁾ 総じて云ふと、シーザーの「出陣」論述の闇黒で、この問題を
警戒する必要だ。

(一) e.g. Atiyah, op. cit., [The Rise and Fall of Freedom of Contract]; Jody S.Kraus, Philosophy of Contract Law, in [The Oxford Handbook of Jurisprudence and Philosophy of Law], op. cit., p. 687 et seq.

現在、マキシム契約論の古典的形態の形成が、十九世紀以来だりむた、眞知の事実である。Cheshire and Fifoot's Law of Contract, by M.P. Furmston, 1981, p. 10 et seq. [For The Nineteenth Century] (by A.W.B. Simpson, Historical Introduction).

(二) 索權、権利回収の申請——権利裁判所の民事の轉換の問題を眞知の範囲で、「個人の結束」を占有する。また、大類の申請——九十七年頃から、マクダーミットによる歴史記述の結果の母ド、教会法の影響の問題として取扱われる。これと、ヤリ一回真注(6)——(2) 参照。

cf. David Ibbetson, A Historical Introduction to the Law of Obligations, 1999, p. 136. ルード法規も同じく述べた。Helmholz, op. cit., [Canon Law and the Law of England], p. 263 et seq. [Assumpsit and Fidei Laesio] やおいた。

(三) Ibbetson, op. cit., [A Historical Introduction to the Law of Obligation] p. 11 [Part One, Form and Substance in Medieval Law].

(四) Ibbetson, op. cit., [A Historical Introduction to the Law of Obligations], p. 1. たゞ、索權、権利回収の申請——権利裁判所の申請——は、権利回収のマキシム契約である。——権利回収の申請——は、権利回収の問題が原體である。Tuck, op. cit., p. 5 et seq. [1 The First Rights Theory]. ルード Ibbetson は、マキシム契約の「母ド」や「子ド」や「母子ド」など「母子ド」の問題を本項の課題に翻案するなど、契約の問題が、裁判所の権利回収における現実化されるが、その留意点がまだ多くある。しかし、契約は、現実には、被告の promise の法的拘束性を具体的に問題とするよりも、その内容が現実化されていくか否かの問題である。かかる意味で、約束の拘束性を本項の問題に

「トシニルムシテシトス也だ」。

ルルルルルル law of obligation の概念はイギリス法では馴染みがないとする説がある。cf. A.M. Tettenborn, An Introduction to the Law of Obligations, 1984, p. iii [Preface]. 諸君の如くあるのと、本稿における必要な限りやとの点と幅及してあるたゞ。

- (15) ハンス、Hans W. Goldschmidt, English Law from the Foreign Standpoint, 1937, p. 150; Pollock, op.cit., [A First Book of Jurisprudence], pp. 86~7, 429, 110中紀以来、大陸法系の他、英米法も「Iwa of obligation の尊い説をトイザニア
ケルセ威權」であるが、ヨーロッパの主たる二つは、e.g. John Salmon, Jurisprudence, 6th, 1920, p. 22 et seq. [Chapter 21 The Law of Obligation].

- (16) Godley, op. cit., [The Philosophical Origins of Modern Contract Doctrine], esp. p. 230 et seq. [9 Conclusion].

尤も、この解釋は、既に、110中紀初頭からの腰懸かねて、一例を上づれば、ハーラッシュ、前掲〔法社会学の基礎理論〕110
六頁云く。

「最初の契約の本質は占有の交換である。交換契約においては物の占有が手渡わぬ、また債務奴隸制のトドの自己売却における
は、いわゆる夫役と給付を義務づけたるあらゆる契約においては（服従契約においては）、占有の身体の占有が委譲されるのである。」
(1)の点、拙稿、前掲一六巻一中〔補講 dominium 概念と所有権理論〕〔(7) 一六世紀末の新しい傾向〕〔エ Suárez〕の箇所参照。)
「そのような占有の移転がなしだば、始源的には、契約は裁判所では有効と看做されず、したがって裁判所は契約そのものを保護
したのではなくて、受取人に手渡された占有を強盗・窃盗・欺罔行為から保護したのである。」(傍点筆者) 110六頁。

「債務者が約定に基づいて、債権者に手渡したものとの価値を限度としてその責に任ざる場合にはじめて本格的な契約法は成立し
て来るのである。」110七頁。「債権者に手渡された象徴—例えば、手付金、内金、一部払込並びに保証金—と契約の対象ないし債
務者の身柄の占有の債権者への引渡しとの思想的関連は長期的にわたって保持されて来たのであるが、しかし、そうした関連は徐々に
稀薄になり、最終的には、まことに広範な範囲にわたって約定そのものが責任を生み出すようになって来たのである。」110七頁。
「したがって裁判所による契約の保護しながらも、契約で約定された占有に関する部分に対する裁判所の保護を意味するにすぎない
のが常であつたわけだ、だとえそれが自己なしし他人の物なしし身体の占有であつたとしても、やむせんそれは夫役なしし物の給
付のための自己の身体に関する处分に対する裁判所の保護を意味して、たにすぎないのである。」110七頁。

因みに、この点の理解を拙稿、前掲一六巻一中〔補講 dominium と所有権理論〕の中での Tuck が引用した passive right と
activue right の区別に終りやるのをひざ、それと、passive right は、裁判所の保護を求めるものであつて、結局は、自己の権利を他の
人に対する自己の請求を主張として展開するものであつて、これが次し、active right は、所有者自身が直接物に対する支配権、就中

処分権を行使し得るのであるのであるところである。

また、ルーマン、前掲「社会の法一」、二八九一九〇頁〔第六章 法の進化〕参照。

「所有権が問題になるのは、盗人に関してのみではない。」「所有者はあらゆる者との関係において、法システムへの任意の関与者との関係において、所有者として登場してくる。」（傍点筆者）。「法システムに関与する者は、所有権を尊重するように義務づけられてゐるからである。」「既してまた関与者は、場合によつてはその所有権を獲得するかもしれないし、契約によって別の権利（たゞえば、用益権）を生むことの可能だからである。」二八九頁。

そしてやがて、「契約法の領域においても、同様の分離が進化によって生じてゐる。」「契約は結局のところ、単に手から手への取り引きではなく、債務の成立根拠であると見なされるようになるとしかいだ。」「これらによければ、契約は、双務化される。すなわち、契約パートナーの間の関係を規制する原理、特に、履行上の障害が生じた場合に関する規制原理となるのである。」「取引行為そのものは、もはや関心の対象とはならない。あるいはなるとしても、セレクトのといふ、特定の種類の契約（要物契約）が成立するための法的条件としてである。」「交換取り引きの位置に、契約そのものが登場してくる。」「契約自身の実行を規制するのである。」二九〇頁。

やがて、次の指摘も留意しておこ必要があらう。

「また廿世後期には、解釈争いによる再構成を基礎として、次のよつた観念が生じてゐるに違ひない。」「信義誠実 (bona fides) の原理によつて契約類型に属する伝統的なローマ法の体系のなかにあるあらゆる欠陥を埋めねじりとがでかぬ。おだそれに関す訴權 (actiones) による回様である。」「ふつて契約は、法と反してしたむべき権原として承認されねば、ルーマンはなかだ。」二九八頁。

「裸の約束ダケテ義務が生じる (ex nudo oritur obligatio)」。」二九八頁。

なお、裸の約束違反によつては、本稿でも述べられた。拙稿、前掲六卷一四七一頁、七四頁注(2) 参照。

(7) e.g. Anne de Moor, Are Contract Promises? in "Oxford Essays in Jurisprudence", ed by J.Eekelaar & J.Bell, 1987, p. 103 et seq. Charles J.Goetz & Robert E. Scott, Enforcing Promises, An Examination of the Basis of Contract, in ed Larry Alexander, Contract Law, vol. 1, p. 111 et seq. P.S. Atiyah, Contracts, Promises and the Law of Obligation, in ed Goetz & Scott, op. cit., [Contract Law, Vol. 1], p. 291 et seq.

(8) Godley, op. cit., p.10 et seq. [2 Aristotle and Thomas Aquinas].

(9) e.g. Ibbetson, op. cit., p. 217 et seq. Godley, op. cit., pp. 112~3.

(10) 契約法における「一般原則が距離をたどる」、「民事法と憲法との間に連絡がある」という觀點から、Godley, op. cit., [The Philosophical Origins of Modern Contract Doctrine], pp. 1~2.

とくにイギリス法についてみれば、後に触れるように、イギリスの契約法が近代法として、一応の形態を整えるのは一九世紀の契約法関係に一般原理が導入されたことによるところであり、それまでには長い糾余曲折の過程が存在していた。主たる問題を摘要してみれば、コモン・ロー上の展開とエクティの展開の関係、コモン・ローにおける訴訟様式から見た不法行為法から契約法が発展してくる過程、財産法から契約法が独立してくる過程、商慣習法がコモン・ローに織り込まれる過程、エクティの特定履行 specific performance の展開過程、その間における制定法の介入過程等々、極めて多様な要素の検討が必要とされてくる。ことに、近代の契約法の一般原理の修正の役割を担う制定法との一般原則との関係は、近時大きな論争をよんでいることは周知の事柄であると言えよう。

(11) ハの点は、今日に始まつたことではない。当面の課題より広い次元で、いろいろの形で争われてきたといふのである。例えば、ドイツのロマニステンとゲルマニステンの争いは有名であるが、その争いの根底にも、当面の課題に共通する検証課題が横たわっていたにもかかわらず、充分にその課題への取り組みがなされていなかつたのではないかという疑念を抱いている。

(12) 後述、「1. トマスの約束概念」注(10)参照。

(13) Godley, op.cit. [The Philosophical Origins of Modern Contract Doctrine], p. 69 et seq. [4 Synthesis].

(14) 拙稿、前掲「六卷一号」「五四頁以下」注(4)、11K〇頁注(25)参照。

(15) 近時「契約法」の見直し論が展開されていながら、私法体系内だけの問題としてハの問題を解釈しようとする傾向が存在する。前述の内田貢「契約の再生」では、現状分析と、いろいろと示唆に富む提言がなされているが、かかる問題を現代法全体の変容とその基礎にある近代法の基本原則との関係から見直さねばならず、就中、現代「行政法」の展開との関係で、この点の検討をはからうとすることが私の従来からの課題であったことだけ摘示しておきたい。しかし、ハでは、本項の課題から外れるので言及するとは省略したい。ただ、私の本項の課題を側面から瞥見した、関係論文の中から若干をハセマ記せば、以下のものがある。拙稿、「公法と私法—最近のイギリス行政法学の諸潮流—」、大東文化大学創立七〇周年記念論集（下巻）一頁以下。拙稿、「イギリスにおける消費者保護法成立の前提条件—『契約の自由』の原則とcaveat emptor の法理の結合についての序説的検討」、大阪市立大学法学雑誌三〇巻三・四号一九一頁以下。拙稿、「イギリスにおける『價格所得法』（高柳信一・藤田勇編「資本主義法の形成と展開—2 行政・労働と商業の自由」所収）」一九七一年、三四一頁以下。

1. トマスの約束概念

そハでもナ、第一の点、すなわち、「約束」の「拘束性 obligation」の問題から取り上げたい。ハの課題は、先に触れ

た如く、カノン法による promise-keeping の概念に関わってくる。

契約概念をどう捉えるかという問題は、一九世紀の意思主義の理論が台頭してから、議論の余地なく解決されたようと思われたが、近時またその問題は再燃してゐる。⁽¹⁾ ましてや、契約と約束の関係は、なお難しい問題を提起している。⁽²⁾ そもそも、約束概念は法上いかなる意味をもつのであらうか。

その場合、若干の前提を確認しておかねばならない。その一つは、人々の間の関係を秩序づけるため、「約束」に拘束力を認めるか否かということとは、今日のイギリス法学の語用からすれば、「強行性をもつ約束 enforceable promise」の問題といふことになるであらう。

しかし、当時においても、約束に二通りあり、一つは、「約束」が、例えば売買に関するような、今日の慣習でいえば「双務的」な場合における promise の問題と、もう一つは「寛厚（施し） liberality」の場合にしばしば問題になるような「片務的」な場合がある。

そこで、当時においても、かかる promise に関する「強行性」をどのように認めるかという問題があつた。換言すれば、「強行性」を誰がどのような根拠で担保するのかという問題が不可欠であった。したがつて、この「強行性」を担保する機構が、この問題には絡むこととなることを前提にせねばならぬ。今日的表現を用いるならば、司法権を含む「公権力」が「私人」間の問題にどのような形で介入するか、という問題であつたともいえよう。第一に、そのことを前提としても、その「介入」の形態とその根拠が問われねばならない。

「双務的」な場合には、これまで見てきたように、当時における人々の間における倫理的規範は「正義」の概念を基にしていたし、それを担保するものとして「秩序」の観念を前提とし、法的次元では「刑法」を担保手段としていた。⁽⁵⁾ では、契約あるいは約束を維持するなどが、このような理論規定に基づくならば、それは、この問題とどのよう

に問わるのか、あるいは、別の形態の担保手段が必要であったのか、それならば、その論拠はいかなるものかという問題が問われねばならなくなる。今日的表現で言えば、「契約あるいは約束」維持は、「刑事裁判」の枠組みとは別の裁判形態が必要であったのか。いわば、「民事裁判」というものの性格規定とその存在理由が検討されねばならなくなる。」の点は、次の項目で取り上げたい。

しかし、「片務的」な場合には、些が困難な問題となる。だがその前に、「双務的」にせよ、「片務的」にせよ、promise 概念がそもそも原点にある以上、promise 概念をどう観念するかが問われねばならない。端的に言えば、「約束は遵守されねばならぬ」(promise-keeping) ところには、これらの問題の検証の前提になるものが存在する。

そのことを踏まえた上で、ハリドゼ、トマスが、「約束」概念をどう捉えていたかといふ点から始めたい。

しかし、トマスは、contractio, contractus とか promissio, promissus といった言葉は使用しているが、本項の課題にかかるような意味で、かかる概念に関わる法について包括的な論考を加えてはいない。⁽⁸⁾ だが、これらの断片的な言及から、後期スコラ学派たちが、しばしば一定の推論を施してきたことも忘却できないといわれている。⁽⁹⁾ ⁽¹⁰⁾

α トマスはアリストテレスの徳論を道徳法に織り込んだ一行為規範化をやめた

本項において、まずこの問題を考究するにあたっては、アリストテレスの哲学を道徳法という人間の行動規範化したのはトマスであつたところ⁽¹¹⁾から始まる。そして、トマスの倫理学は、約束の拘束性を肯認しているという点がその一つの原点になる。⁽¹²⁾

周知の如く、法と倫理の問題が切り離され、法は法として自^己の固有のジャンルを形成していると受け止める制度的イデオロギーが普及してくるのは、一九世紀の法実証主義の支配と裏腹であった。⁽¹³⁾ そしてまた、現在、その分離が問題にされてきているが、そのことられて措き、一九世紀の法イデオロギーの発生までの間には、紆余曲折の過程があつ

たるかぬよく知られてゐる。しかるゝのは、契約法の歴史的変化にも大いに関連している。⁽¹⁴⁾なぜ現在に至つて、この問題に關し、後期スコラ主義の役割が注目されるに至らなかつたかといふ問題もそのうちに無縁ではない。⁽¹⁵⁾そしてそのルートは、後期スコラ学派のトマス・アバウトの「*promise*を憲法」とトマスの所論の検証にも及ばれねえをえないなる。

ルート、トマスのこの問題について警視する所だ。

β promise ～ legal obligation—causa 罪

しかし、ルートは、アバウトの *promise* や *legal obligation* を発生させる要件を満たしたものとして取り扱わねばならぬのか、といふ問題が必ず発生してくる。本項においても、アドリ *natural obligation* との概念が使用されられていて⁽¹⁶⁾、一体、約束が拘束性を有するかの鑑に、なぜ *obligation* は法的とは認められないものがあるのか。まだ、*natural obligation* とは、拘束性を有するか否かの場合もあるのであるか。トマスでは、かかる区分を認めないと、他の拘束性の有無を論じてはゐないのがわかる。

やうやく、*natural obligation* ～ *legal obligation* の区別ある考え方について、若干のコメントを加えてから、トマスの立體を覗いてみた。

はじめに、*natural obligation* ～ *legal obligation* の区別の有無は區分して、興味深く指摘をしておられるトマスが迂遠ながら取り上げられるのが便宜から帶び、その指摘の紹介から始めたい。

ルートは、*obligation* ～ ～の概念は、ローマ法においては、あくまでも「通常たる状態」が発生したルートが前提となるところ。アバウト、異論はあるが、ルートは、それを不正としてではなく、適法なものとするためには、一定の法形式が整えられねばならぬが、それが不法行為法と契約法を包括する *obligation* の概念が法上出現していく所見と見る。されば、今日我が國の民法典でも採択されたる不法行為法ならむに契約法等を包括する債権法が

「」に発生してくると見る⁽¹⁸⁾。

そこで次に、obligationという概念はいかなるものかという問題が問われねばならなくなるだろう。

因みに、イギリスのobligationに関するモン・ロウは、イギリス固有の概念とローマの精緻な学問の交錯の上に形成されてきたといわれる⁽¹⁹⁾。また、近時EUの私法関係における調和の必要性がとみに増してきているのにも拘わらず、それら諸国間の法の基礎概念あるいは観念の相違に対する基礎研究の欠けている点が問題になり、その研究が開始されてきていることも念頭におかねばならぬであろう⁽²⁰⁾。尤も、その点への立ち入りは本項の課題から逸脱するゆえ、ここでは、本項の課題の範囲内に入る限りで参考することにするけれども。

そこで立ち戻つて、ローマ法の原則を瞥見してみたい。しかし、前述の「obligationの語義」の箇所の注でも一部触れてきているので、ここではとくに、ローマ法のnudum pactum概念に触れる⁽²¹⁾ことによつてこの問題にアプローチしてみたい。尤も、言うまでもないことではあるが、ローマ法と言つても、それは歴史的産物であり、時代時代により相違があり、また、法の問題を取り扱う担当者の性格にも相違があり、さらに、争いを裁く方式、手続に差異の存在する⁽²²⁾ことを捨象することは出来ない。したがつて、ここでは、ローマ法と言つても、その歴史的区分にもどうく検証をするものではなく、中世の法律家の眼に映つたローマ法の問題を本項の課題に關わる限りで言及しておきたい。

そこで本項では、主として、Godleyの取り上げた問題に沿つてこの問題を瞥見する⁽²³⁾ことにしたい。Godleyによれば、中世の法学者の段階では、前にも言及した如く、アリストテレスの哲学とローマ法の研究成果とを綜合化することはできなかつたという。その作業は、後期スコラ学派の課題になるものとそれでいるが、なおすでに、当時においても、その綜合への道は歩み始めていたということは看過しえないと⁽²⁴⁾いう。

ところで、ローマ法では、契約法の理論あるいは一般法は持つていなかつたと⁽²⁵⁾言つう。

では、ルーマ法の「*pacta sunt servanda*」は、「本心からした約束を守らなければ。」のルールのひとつ取り扱ふべきだのであらうか。ローマ法では、人の本心が本稿でも既に觸及してゐるが、ルーマ法は上觸ねず、めた後に觸及するにいたしたい。⁽²⁶⁾

ルーマ法、「合意を拘束する」 *pacta sunt servanda* も、「裸の約束」の問題に入ると、natural obligation の概念を出でて検証しておかだ。⁽²⁷⁾ ルーマ法、古事記の法学者は、natural obligation と civic obligation の観念として、だらしなおれてからである。しかし、かかる整理的区分は後世の所産であるにもかかわらず、natural obligation と、観念に相違ある実体そのものゼローマ法典よりも存在したことは事実である。⁽²⁸⁾ その意味では、「裸の合意」の拘束性の問題の検証の前に、この natural obligation の概念を検証しておかねばならぬだ。

原田慶吉の摘要あるといふことは、「自然債務 (*obligatio naturalis*) の意義」は、「訴権を付与せられなうが、なぜその弁済は弁済として有効であつて、弁済物の留保 (solutio retentio) が認められ、不当利得請求訴権が発生する」となく、その担保更改相殺が認められ一元の自然債務の全部にかかる効果が伴つわけではなう、従つて単なる道徳上の債務と区別せむべく、法律上の債務たるを妨げない債務を自然債務といふ」 ⁽²⁹⁾ ところ。

では natural obligation と区別され、legal obligation との概念が成立する要件はどうにあるのであらうか。古典ローマ法の概念は、体系化されてしまひが、一応整理されたのがコステニアヌス帝の時代だとして、そりでは、未だ natural obligation と legal obligation との概念があつたわけではなく、ただ、訴えの causa [cause of action] が何いかがが重要であつたとする周知の通りである。⁽³⁰⁾ だが留意しておかだ。ルーマ法、今日の cause 視念を廻すのそれとは異なる立場で構造のものである。

その意味では、obligation と causa と contract の三つの区別を離脱して「必要があらうが、それは、ルーマ法近

代フランス民法学の領域に属するので、నnnでは、かかる区別論のある」とだけ摘示しておれた。⁽³²⁾

当面の課題としては、どのように個別的訴訟原因論から抽象的な「原因」概念が引かれて、それが、約束保持の基礎条件を形成しておれたのかといふことにある。నnnで問題は二つに分かれる。その一つは、かかる抽象的観念の形成とローマ法の法理の綜合を実際に試みておれたのは、後期スコラ学者であるなりが、トマスは、その間にこの過程形成前にいかなる役割を演じたのかという問題である。他は、これに対して、ローマの注釈学派・注解学者たちは、どのような役割を演じたのかという問題である。⁽³³⁾

నnnでも、Godley が中世の法学者の causa 理論として警見していく点をめに要約して紹介してみたい。⁽³⁴⁾尤も、断片的では、拙稿でも causa 態念に觸れていたので、నnnでも本項の課題に限らず、本項の課題に觸れる限りで言及したい。

Godley は、中世法律家の causa 理論の様式化が後期スコラ学派の先駆者になつていたとする。しかし Godley は、Bartolus & Baldus も causa の様式化に着目する。⁽³⁵⁾しかし、中世の法律家は、アリストテレスとトマスを知つていただが、彼の古い借用概念によつて、約束の拘束性を見出さねばならなかつた。⁽³⁶⁾なるほど約束の行為の因をなすトマスの觀念については本稿においてあしづしつに及しておれた。トマスは causa の究極因を神に求め、森羅万象はすべての因より派生するものとして、その体系化をはかつた。しかし、トマス段階では、ローマ法の causa 論とは必ずしも十分に交錯して検討されてはいなかつた。⁽³⁷⁾

నnnや、トマスの人定法と神学を橋渡す自然法が、నnの問題にどうアプローチしたかを警見しておれたい。

(1) Godley, op. cit., [The Philosophical Origins of Modern Contract Doctrine], p. 163.

「十九世纪の法律学者——ングロ・アメリカ、フランス、ドイツの——は何故契約が拘束性あるいは強行性をもつのかを説明しなか

いた。彼らは単に拘束性をもつてしも、強行しらる契約を意味あふる同意の眞葉で定義したに過ぎない。彼らは、何故当事者の意思が尊重されなければならぬのかの理由を与えたかった。Ranouil がフランクの意思理論について省察した如く、契約の拘束力は「ハド詔明わねぬよりもおしゃれ然のルルム受取ひれた。彼女は、彼の見解にてこの Gounot の記述を引用してゐる。やなわく、『契約は單にそれが契約であるがために拘束性を有するべ』」¹⁴¹ 頁。「尤も有名な意思理論の批判者は後に彼女を、單に意思を強調したがためではなく、何故当事者の意思が拘束性を持つべきかを説明するふを拒絶したために攻撃した。」¹⁴² 頁。そして Godley が、その批評者として、ルーベン・アーリング、トマス・Duguit、トマス・Pound を挙げた。¹⁴³ 頁。

なお、近時の大英法の諸状況¹⁴⁴ 多くの文献があるが、この点は、拙稿で参考した文献として、ルーベン、トマス、トマス法にいたり、山口俊夫、前掲〔ハーバード債権法〕¹⁴⁵ 頁以下〔H. ハーバード法における意思主義・契約の自由の原理と現代法における変容〕参照。そして、シーカー、契約法の基礎理論の再検討に及んである摘示して置かれた。しかし、その成果が結果としてハド詔明がなだらか。英仏法の比較法的検討を¹⁴⁶ ed Donald Harris & Denis Tallon, Contract Law Today, 1989¹⁴⁷ も、参考した大體として、ルーベン e.g. Jody S. Kraus, 'Philosophy of Contract Law', in Coleman & Shapiro, op.cit., [The Oxford Handbook of Jurisprudence & Philosophy of Law], p. 687 et seq. cf. Simmonds, op.cit., [The decline of juridical reason—Doctrine and theory in the legal order], pp. 4, 10, 18, 77, 94, 115, 121, 124, 130. Simmonds, op. cit., [Central Issues in Jurisprudence—Justice, Law and Rights], pp. 5, 9, 19~20, 53, 61, 62, 73~4, 109. Tom Campbell, Justice—Issues in Political Theory, 1988, pp. 18, 112~15, 117~22, 134, 140. ルーベンが、ルーベン特殊な趣向を以て、問題を構成したのである。cf. P.S. Atiyah, The Rise and Fall of Contract, 1979; Atiyah, Essays on Contract, 1986; W.R. Cornish & G. de N, Clerk, Law and Society in England: 1750~1950, 1989, p. 200 et seq. [A Whole View of Contract], ed by Larry Alexander, Contract Law, Vol. II, p. 413 et seq. [Part III Contract, the Distribution of Wealth, and Paternalism].

(v) 古田貴、福澤〔総論の軒出〕¹⁴⁸ 〔巨賈云々〕〔総論の総論〕参照。ルーベンは、総論を総括して、申込書回し圖や新たな動的構造¹⁴⁹ cf. J.C. Smith & J.A.C. Thomas, A Casebook on Contract, 16 th ed. 1977, p. 3 et seq. [I. Contract, Promise and Agreement].

ただ、その前に、古田貴の「総論の総論」への関係¹⁵⁰、英米法と大陸法との相違に触れておきたい。本項の「総論の総論」が相應¹⁵¹ であることが知られるので、ルーベン用いておきたい。

「英米（ハーバード大学）では、総論を一へ一へと別事情の如くの総論に分解して説明する。」「たゞ、売買契約が、売主が田畠を売るところの約束と買主の金回り田や買入のところの反対約束によって構成される。」「ハド、契約の拘束力を有するところでは、当事者が田畠の総論に拘束されるいふ意味ある。」「ハド、我が國（ルーベン）の民法で、売買契約を売主が買

主の二つの意思表示によって構成される一つの『法律行為』として観念し、そこから当事者間に債権・債務が発生する、と説明するのと多少異なつてゐる。後者では債務の発生原因として契約がそれ 자체としての存在を有し、いわば実体化されてゐる。「この説明の違ひは、より一般的に言えば、英米法がローマ法の契約法をそのままでは継承しなかつた」と由来する。」一四〇頁。「すなわち、大陸法では、意思自由の原則がその後支配したにもかかわらず、ローマ法の基礎はそのまま維持されたため、契約を法が定めた類型に分類して理解し、その類型」と法が本質的要素や当事者の権利を定めている。したがつて、契約との権利・義務は、当事者の合意そのものから生ずるというより、法が定めた契約類型を構成する法的ルールから発生されるのである（Nicholas-1974）。つまり、契約は、当事者の約束につまるものではなく、売買や賃貸借といった法が定めた契約類型の一〇（無名契約も含めて）として実体化されて捉えられることになる。」一四一—一五〇頁。

そして、内田貢は、次に、英米法の特殊性を説明するために、「約因」の問題に触れる。すなわち、「やは約束が法的拘束力を獲得して契約となるには、どのような要件が必要なのであらうか。」と問題設定をする。一六〇頁。そして、「ここで出てくるのが、英米法特有の概念である『約因』（consideration）である。すなわち、約束は『約因』と呼ばれる要件を満たした場合にのみ契約となりうるというのが原則である。」しかし、英米法における約因の議論は絶えぬが、その議論に内田貢は立ち入る」とは避け、「約因とは、」のようないくつかの政策判断の歴史的な結晶である」とする。一六〇頁。そして、「これを法的判断基準としていかに定式化するかが問題となる」として、アメリカにおける bargain 理論を紹介検討する。一六〇頁以下。そしてさらに、ハーゲン理論がコモン・ローに特有なものであることに觸及したのを、ハーゲン理論の問題がなぜ起きたのかという問題をもう少し探求せねばならぬとして検討を展開している。

確かに、「約因」に係わる問題は、英米法特有の法理といわれてきただが、その問題の考究は、先にも触れた如く、本項の課題から外れるので、これ以上触れないけれども、いよいよ、内田貢のみならず、一般に採用されている英米法と大陸法を区別する標識として用いたものが妥当か否かの問題が残つてゐるところだけは掲示しておきたい。尤も、それは、どのような観点で英米法と大陸法を区分するかの基準にもかかわり、それによつて両者の相違点の掲示の仕方も異なつてしまふことに留意しておきたい。Godley, op.cit., [The Philosophical Origins of Modern Contract Doctrine], p. 1.

(3) ギールケ、前掲〔ディイッ私法概論〕一一一九頁。「債務関係はディイッ法どもねむ、ふつわけ契約（Gedinge）どもにて基礎づけられる。債権を基礎づける契約の効力は約束の尊嚴に基づく。」一一一九頁。

約束は、元来人間のサンクションによつてではなく、人間外の存在に絶対的なサンクションの源泉を承認するに由つてその効力を生じせしめたし、そのサンクションに基づいて種々なる強制を課してゐた。その典型が、宣誓 oath であつたし、その形式は基本上に今日まで連綿として機能してゐる。e.g. Ibbetson, op.cit., [A Historical Introduction to the Law of Obligations], p. 4. 404

にその基礎にあるものば、*fidei laesio* の觀念であった。同前一三六頁。それは、英語では、*faithful promise* 違反とも訳われている。我が國民法では信義誠実の原則〔民法一条二項〕違反といふことになるかも知れぬが、元来は、教會裁判所との關係で法的意味をもつたもので、その意味では、*fidei* は神との關係で理解されるべくあるので、究極的には神を信ずるゝことを意味していたものと理解してよい。しかる、Ibbetson が、threats and promise の間には差異がないと暗示してゐる点は興味深い。四頁。(但し) threat の翻訳は fear の方が適切かやしない。拙稿、前掲「五卷一章一七一頁以下参照」。また、*fidei laesio* の訳に、その宗教規範的リヨートンスを持たすため、訳の適否は別として、問題提起の意味を含めて信仰違反の語を充ててみた。拙稿、前掲五卷一號一八九頁、六卷一号七〇、七一、七三頁注(9) 参照。この語が世俗化した後まで、かかる訳が通じらるがどうかは、私自身疑問とは思うが、この語義を安易に世俗的に解するのひとに疑念を感じるのであつたことを付記しておきたい。

因みに、ローマ市民法は、そもそも *fides* の概念を原理的に全く知らないなどとある。ウーバー、前掲〔法社會學〕一九七頁以下参照。この概念のケルマン法における Treu und Glauben [信義誠実] 概念との異同、そのキリスト教化の問題の検討は専門家に期待する以外にない。

なお、内田貢、前掲〔契約の再生〕一〇八頁以下〔約束の拘束力〕。

「アリー・バ、契約法の基本原理は『約束は守るべき』ところ道德原理であり、契約の重要な部分がこの原理によって正当化される」と主張する。一〇八頁。「この「一見」と常識的な主張に対しても、しかし、古くからの根本的な疑問が執拗に投げかけられてきた。やだねえ、なぜ約束に拘束するのか、ふうの疑問である。」一〇八頁。

cf. p. Atiyah, The Move from Agreement to Reliance in English Law and the Exclusion of Liability Relating to Defective Goods, in "Contract Law Today—Anglo-French Comparisons", ed by Harris & Tallon, 1989, p. 21 et seq.

(4) この点と関連して、原田慶吉は、ローマの債務と責任に関するではあるが、興味深い指摘をしてゐる。些か闇わりがあると恥われるの引用しておいた。原田慶吉、前掲〔ローマ法〕上巻一四八頁以下。「國家の債務者には当然には責任を発生しないが、私人の債務者には当然発生すると解する」とは、私人に國家よりも優越的地位を認めるにとなり、到底得たものではない。従つて私人間の債務關係に拘束力を付与すべし何等かの行為の必要が想像せらる。それは宗教心でもあり、信義 (fides) でもあり得るが、法律的制度として拘束行為 (nexum) を想像する学者がある。拘束行為は広義に於ては銅と衝を以てする行為で、従つて握取をも包含するが、狭義にはオブリガティオの発生を目的とする或る行為である。」一四八一九頁。

なお、ローマ法における「約束」概念の使用が優れて「問答行為」にかかる点については、吉野恒、前掲〔ローマとその社会〕一六五頁以下〔第四章 契約法と社会〕、ふつに一六九頁以下〔2 問答行為の種類とその運命〕参照。

(5) 後出、本項〔2. トマスの約束と自然法〕〔6 契約と交換的正義〕の箇所参照。

(6) 拙稿、前掲一五卷一号一二一頁以下〔① ルマスの自然法とpotestas〔権力・権限〕と正義〕、一五卷一号一一八頁以下〔ヨーローマスと刑事法―法と正義〕参照。たとえば、トマス、前掲〔神学大全〕第一八分冊第七七問題〔詐欺について―売買において侵される罪〕、第七九問題〔利子の罪について〕参照。

(7) 民事法違反と刑事法違反の区別については、拙稿、前掲一五卷二号一七四一五頁において言及したが、刑事裁判と違った民事裁判の発生については、私の知識の範囲外のことがあるので触れてこなかった。ソレドモ原田慶吉の業績に依拠して次の点を摘要しておこう」とから始めたい。原田慶吉、前掲〔ローマ法〕下巻一五九頁以下参照。

「チ帝〔拙注、ティオクレティアヌス帝(1180—1105)〕までのローマの通常民事訴訟手続は、法廷(in iure)手續と審判人のものに於ける(apud iudicem)手續の二段階に分たれ。前者は法務官、県知事等の政務官の面前で行われ、ノルマ当事者の訴訟適格、訴権の有無が調査せられ、最後に当事者間に争点の決定が行われて、訴訟の内容が確認せられる。「後者で通常一人の私人たる審判人が事實を審理し、証拠を挙げて判決を下す。かかる構成は原始時代の仲裁裁判手続より進化したものと考へられる。即ちローマ国基礎が固まるとともに、裁判も私人に任せしがれどができないなつたが、ローマ国は全裁判を自己の掌中に取り上げる」とはせず、従前の仲裁手続は一応これを存続せしめ、ただそれに國家の公權的基礎を付与するため、訴訟監督、訴訟準備はこれを国家の手に握る形で、訴訟手続を構成したものと思われる。従つて法廷手続はローマ国基礎の成つた後の新しい要素、審判人のものにおける手続は従前の仲裁裁判時代からの伝統的な古い要素を代表する。」一五九一六〇頁。

ハ) の点の同様の指摘については、ウヨーベー、前掲〔法社会学〕七六一七頁訳注(6) 参照。

たゞ、ローマ法の審判人*judex* については、スタイル、前掲〔ローマ法のローマ法〕参照。共和政初期の審判人については、七百三十頁、古典後期の審判人については、111—112頁に記述してある。cf. Wolfgang Kunkel, An Introduction to Roman Legal and Constitutional History, 2nd, transl. by J.M. Kelly, p. 85 et seq. [6 Civil Jurisdiction and the Ius Honorarium] [II. The nature of magistral jurisdiction and its importance for the development of private Law.]

拙稿でもハ) の題題に関連して觸及しておだが、ハーナク盐井、ルベニッチャルバーリーの古代の仲裁人*scabini*については、拙稿、前掲四卷一号二六頁以下注(21) 参照。

また、ゲルマノ民族系の審判人については、ウヨーベー前掲〔法社会学〕110九頁参照。「マイツの審判人曰 Schöffenkolleg は、昔のカリスマ的な法予言に代わって現われたものなのである。」110九頁。なお、ゲルマノの Schöffe については、拙稿、前掲八卷一号一四八頁参照。共同体裁判所の性格をもつ仲裁から、一定の公的性質をもつ仲裁裁判への道は、地域地域の社会的構成の多様を絡み、単純ではないが、後期中世社会の教会裁判所が一定の役割を演じて来た。

拙稿では、断片的ではあるが、世俗裁判所に大きな影響力をもつた教会裁判所の民事手続については、拙稿、前掲四卷一号五一页

以下。)に一二世紀のローマ・カノン法の影響の大きかった点は、近代的訴訟法の導入過程の考察上留意すべきものといえよう。七七頁。なお、教会裁判所における仲裁人 *arbitre* については、拙稿、前掲四卷一号一一页、二五頁以下注(19)、仲裁裁判権については、六卷一号七二頁(5) 参照。教会判事裁判所の仲裁裁判権に言及している。また、ケルンの司教支配下の都市裁判所の中の「共同体裁判所」たる「仲裁裁判所」については、拙稿、前掲八卷一号二八頁参照。)では、「共同体」とは「宣誓共同体」を意味することが前提となっている。なお、同箇所一五三頁注(40) 参照。また同注で、「審判人裁判所」につき「都市裁判所の変質」にも言及している。一五四頁。

因みに、トマスの仲裁人に関する紹介については、拙稿、前掲一五卷一号一五六頁以下注(34) 参照。

他方、フランスの村落の低次の民事的係争に関し、村の名士裁判から、より重大化したものに対する領主裁判への言及としては、拙稿、前掲七卷一号一九二頁、また、イギリスの仲裁的機能については、五卷二号二二九頁注(1) で部分的に言及している。

なお、ローマ時代、普通法時代の仲裁制度の研究として、小山昇、「仲裁法史の一齣」(小山昇、『仲裁の研究』所収、信山社、平成3年) 二二三頁以下を挙げうる。ただ、この点は、本稿の課題とは些か迂遠であつたので参照しづらかつたことだけ断つておきたい。

(8) 本項、前出〔④ 約束の拘束性—obligation〕注(2) 参照。

なお、*contractus*については、主にトマス、前掲「神学大全」第八分冊、第一三分冊、第一八分冊、*contractio*については、トマス、前掲第五分冊で触れているが、この点は後述する。

拙稿でも、既にこれらの概念について断片的ではあるが言及している。

まず契約概念については、拙稿、前掲八卷一号一三五一六頁「商人間の契約と都市法」、一六三頁「都市参事会と外人裁判所」、九卷二号六四頁「バラ裁判所」、七二頁注(15)「バラ裁判所のコモン・ロウ化—一四世紀」ならびに「商事慣習によるヨーロッパでの同意の契約観念の普遍化」、一四卷一号四八頁注(22)「私的同意による契約」で言及した。契約締結の法的強制については、「仲裁契約」に関連して、一五卷一号一五八頁注(14)で触れた。盟約の拘束性について、一一卷一号二七頁「カノン法による根拠」で言及している。商人間の契約について宗教的観念の絡むことについては、九卷二号七六頁注(28)、一〇卷一号六六頁注(8)で触れている。契約違反に裁判所がタッチすることに關し、コート・バロンについては、九卷一号一四九頁、九卷二号六九頁注(10)、一〇卷一号六六頁注(8)で言及してきた。また一二世紀以来、都市の勃興とともに、新しい形態の契約が発生したことについては、八卷一号一三四頁、一六七頁注(100)で触れてきている。

次に、*promissio* については、トマス、前掲「神学大全」第一三分冊、第一六分冊で *promissus* については、第一一分冊参照。この点も後述する。

なお、*contractus* の語の変遷について、原田慶吉、前掲「ヨーロッパ法」上巻 170 頁。「最初は *contractus* の語は合法行為に基づくものやだらう場合とを區別せず、法律關係設定の事実を指したと解かるが、既に債務は或るに *delictum contractum*（結ばれた不法行為）か *negotium contractum*（結ばれた行為）から発生したわけであるが、後 *negotium contractum* については名詞が脱落して *contractum* のみとなるべく、更にそれが *contractus* に変じ、これが専ら不法行為に對抗して用いられ、市民法が債務を発生せしめるに足る行為又は事實を指すとした。少なくともノ帝法では主觀的意思の合致は要件となつてゐるが、古典法に於ても果してそうであるが、事實管理も、不當利得も、片約も *contractus* の中で含むべきではないかと疑ふ学者も勘へた。」 170 頁。

約束（パロース）概念について、拙稿でいろいろの形で触れておこなつ。すなわち、前掲四卷 1 号 110—111 頁注（34）「教会裁判所の管轄の一うち」「俗人の約束」。イギリスの教会裁判所の管轄についての言及として、五卷 1 号 411 頁、四三頁注（2）、一〇巻 1 号 66 頁注（8）。ハーナーの教会裁判所等の管轄については、六巻 1 号 69 頁以下、七二—三頁注（7）で触れておこなう。単獨行為たるパロースの強行性一般については、八巻 1 号 111 頁で言及している。また、約束違反については、六巻 1 号 7 一頁で触れておこなう。

(c) パロースの *contract* の法理学的體裁は、端的に表現されたものはなほあるが、cf. Godley op.cit., [The Philosophical

Origins of Modern Contract Doctrine], p. 15.

(10) Godley ibid. 「パロースは、さへして、いわゆる契約を支配した法について論考を書かなかつたが、後期スコラ学派の人々は、トマスがさかに推し進められたがを想像するには容易に見出しだ。」 15 頁。

トマスの *promissio* 概念の使用の仕方にまことに通りあつ、一ひとは、神法の範囲に屬し、他は、人と人の關係に関する法の範囲に属す。

前者については、第一三分冊第九一問題「法の多様性について」〔第五項 神法は一のみであるか〕において、まず、「法の第一の要件はその目的たる共通善くと秩序づけられる」も（118—19 頁）、「かかるに共通善に一つの種類を区別する」とが可能である。」とある。一九頁。一ひとは、「地上的な *sensible et terrenum 善*」であつ、「上のよつた善くと直接的に秩序づけたのが旧法である。」である。一九頁。「おひ」のは知性的や天上的な *intelligibile et caeleste 善* であつて、新法はそつとした善くと秩序づかるのである。

「上のよつた善くと秩序づけられる」の約束があつて、そのため「上」が書かれるのであるが、これにたいして永遠な生命の約束は新約に属する」と語りたい。」 19 頁。

これに対して人ととの關係に属する法の場合については、特に第一八分冊第六一問題「正義の諸部分について」〔第三項 両者の定義はそれぞれ異なつた対象領域を有するか〕 106 頁参照。（この場合の「両者」とは、「部分正義」と「交換正義」を指してい

る。)

この場合の人の約束の行為について、トマスは、「正義」の徳に関わる場合と、そうでない場合を区別している。すなわち、「或る人が随意的に自分のものを他者に渡す場合には、随意的な交換と呼ばれる。」「ここで、もし人が自分のものを、たゞえ贈与の場合のように、負い田 debitum なしに端的に simpliciter 他者に渡すならば、それは正義の行為ではなく、寛厚 liberalitas の行為である。」として、区別している。一〇六頁。「されにたいして随意的な譲渡は、そこには何らかの負い田の側面 ratio debit が見出されるがざりにおいて、正義に属する。」一〇六頁。

ただ、「一人の人間の他者に対する関係が問題になるのは、それによって人々が相互に交わりをもつことが可能になるところの、外的行為外的事物を通じてである。」「したがって、正義は他者へと秩序づけられたものであつてみれば、それは倫理徳の対象領域の全体にかかるのではなく、むしろ対象の或る特定の側面 ratio objecti specialis に即して、外的行為および事物にのみかかるのである。すなわち、それらに即して一人の人間が他者に關係づけられる coodinari がざりにおいて。」

また、トマス、前掲「神学大全」第一八分冊第五八問題「第八項 特殊的正義は特定の対象領域を有するか」四三頁参照。そんでは、かかる関係における正義の特殊性と相対性を暗示している。このことは、現代法における債権法の相対性（債権の対人性）に関わってくることの前提となるものといえる。

しかし、その場合にも、徳の行為はすべて自然法に属するかという問題がある。トマス、前提「神学大全」第一三分冊第九四問題「自然法について」〔第三項 徳の行為はすべて自然法に属するか〕七四頁以下参照。この問題は、トマスの契約観を見る場合にかなり重要な点であるといえる。そんで、後述「2. トマスの約束と自然法」でなお検討してみたい。

ところで、「諸々の徳の対象はすべて或るひとの私的な善 bonum privatum にたいしてか、あるいは集団の共通善に關係づけられる」とが可能である。一一一頁。「しかるに上述のいふく（第九四問題「自然法について」〔第一項 自然法は数多の規定をふくむが、あるいはただひといが）」法は共通善に秩序づけられている。（傍点筆者）一一一頁。「それゆえ、およそいかなる徳であつても、法はそれに属する行為を命ずることができる。」一一一ー二頁。「しかし、人定法はすべての徳についてすべての行為を命ずるのではなくて、共通善へと秩序づけられるような行為のみを命ぜるのである。＊」「この秩序づけは、或るひとが直接に direct 共通善のために為される場合のように直接的・無媒介的 immediate であるが、あるいは立法者によつて（市民たちの）善き規律・訓練に属する」とがらが規定される場合のように間接的 immediate である。「すなわち、いろした訓練を投じて市民たちは正義や平和などの共通善を維持してゆくように教導・形成されるのである。」一一三頁。（＊ただここで留意せねばならぬことは、この点に関し、訳者「稻垣良典」が（訳注（二五四）で述べていることである。すなわち、「トマスが（第九分冊）第二一問題「人間行為に、それの善性または悪性のゆえをもつて隨しきだる各般のひとがらにつぶて」〔第四項 人間行為はそれが善き行為であるか、あるいは悪

しき行為であるかにないか、神のおめでやばり、あるいは『功績的』といふ、あるいは『罪障的』といふ特質をもつてゐるか」第三回異端解答においての「トマスが認めている所によると、『おとほのかれの全体、なんぞにかれた持物のすべて』において政治的共同体 *communitas politica* くと秩序づけられてゐるのではない』からである。」この点を換言するならば、政治的共同体の人間の行為に対する制約には限度があることトマスが認めていることになる。

なお、当然のことながら、トマスは、「共通善を私的善に優先せらるべきである」としている。トマス、前掲〔神学大全〕第一回 分冊第一〇五問題〔司法的規定の理由について〕〔第三項 司法的規定は外国人に関する適切に定められたか〕四〇一頁、第一八分冊第六八問題〔不正な告発に関する事柄について〕〔第一項 人は告発するにとどめるが」一一四八頁。この点、稻垣良典、前掲〔トマス・マクイナス倫理学の研究〕〔第一四章 トマスの社会思想〕三四五頁以下参照⁵⁰。

その点をより詳述するならば、トマスは、「倫理徳相互の区別について」(前掲〔神学大全〕第一一分冊第六〇問題一一〇五頁以下)

において、契約や約束の前提となる倫理徳に関して「負田 debitum *」といふ概念についてまず語及してゐる(〔第三項 働きに關してはただ一つの倫理徳があるだけか〕一一五頁以下)。〔* debitum といふ概念は、debt 概念等として今日でもいふところの場面で利用されているが、トマスの場合、その義務論実務論を表す語として重要な意味を持たせている。トマスの徳と義務論の関係については、稻垣良典、前掲二九一頁以下〔第一二章 日的論・対・義務論〕参照。なお、トマスの「神学大全」では、この語の訳には、「負田」のほかに「義務」「実務」あるいは「当然歸すべきもの」等々が充てられている。例えば、第一八分冊第七九問題〔正義のいわば構成的部分について〕〔第三項 忽慢は特殊な罪であるか〕四一四頁では、「義務的善 bonum debitum」について語つてゐる。〕

また、「負田」の概念から見てみると、前掲箇所や、「働き・行為にかかるすべての倫理徳は正義のある一般的な本質側面 ratio generalis—それは他者にたいする負田 debitum と區別される—に關しては合致するが、(正義にかかる) 様々の特殊的な本質側面 ratio specialis と見して區別されるのである。その理由は次のようである。すなわち、上述のように(第一項 働きにかかる倫理徳は情念にかかる倫理徳か区別されるか) 外的行為における理性の秩序の *ordo rationis* (行為する) 人間の情動 affectio との均衡に即してではなく、それ自体における事物の適合性そのものの ipsa convenientis と見して確立される。そして、この適合性にあつて負田という本質側面 ratio dibiliti が成立し、それが正義の本質 ratio justitiae となすものにほかならない。ところの、負田を帰すことが正義に属する、ふじらうに思われるからである。(傍点筆者) 一一一頁。「しかしながら、負田 debitum といふも、その意味 ratio はやべての場合と同様ではない。ところの、同等の者にたいして何かを負う場合と、田上ある「負田」の者にたいして負う場合とは違ひがある。」また契約 pactum あるいは約束 promissus もとつて生じるものと、好意 beneficium を受けたるふじらうして生じる負田とは違つたものだからである。」一一一頁。「ふうした負田の異なった意味に即して様々の徳が区別される。」一一四頁。

かくして、「共通善の実現をめざす人の正義は、或る人の私的な善 bonum privatum からられた正義とは異なつた徳である」といふになる。一一四頁。

(11) Godley, op. cit., p.10. 「アリストテレスは徳を論じていた。後期ヘラクレーティズムは、アリストテレンスが promise-keeping, commutative justice, liberality の三つの徳と記した徳をめぐって彼らの契約の法理を築き上げた。それからにあたつて、彼らは、いかに、アリストテレンスの原則が徳のみならず、道徳法を考慮するに用ひられるかを証明するか」ことによつて総合に向かつての第一歩を踏み出した。」一〇頁。

トマスの倫理学の体系の中、この問題があつたことに對するトマスの指摘については、拙稿、前掲一二卷一号五五頁以下注

(2) 参照。なお、この点に関して、トマス、前掲「神学大全」第一三分冊第九〇問題「法の本質について」〔第一項 法は理性に属する人のための徳であるか〕三三頁(参照)。拙稿、一四卷一号一六頁注(3) 参照。

(12) cf. Godley, op.cit., pp. 11~12. トマスは、「約束はかくして彼自身のためになされた法(規)である」と受け取つてゐるところ。

なお、これは、トマスが「誓願」に関して述べて中で触れてゐる叙述である。トマス、前掲「神学大全」第一九分冊第八八問題〔誓願について〕〔第一〇項 誓願に関する免除されるとは可能か〕一一七頁。

「しかし、同様の仕方で、誓願を立てる者は或る意味で自らにたいして法を制定するのであつて、すなわちかれは、それ自体に或ひて、また大多数の場合に善であるような或るしくも丑いを拘束するのである。」一一七頁。

Godley は、このトマスの言をアリストテレンスから由来するととしているので、いましばらく、彼のアリストテレンス=トマスへの指摘を瞥見して見よう。「アリストテレンス、前掲「ニコマテス倫理学」(上) 第四卷第七章一六〇頁以下参照。」

「かくして、彼の言葉を破るものは眞実ではない。もし、彼が正義ならびに不正義に属する事柄において、彼の言葉を破るならば、その時、彼は、同様に『ある』の徳 virtus』すなわち、アリストテレンスが後で交換的正義としてアイデンティファイした徳に欠けぬことになる。」一一頁。

「同様に、トマス・アクィナスは約束するいへば、fidelity and honesty [眞実] 事項として拘束すると説明した。」一一頁。「約束を破る」とは、次のようなある違ひがあるけれども、嘘をつけるだものである。」(ハ)ド、Godley が引用してゐるトマスは、「神学大全」第一〇分冊第一一〇問題「眞実と対立的な諸々の惡徳について」〔第二項 すべての虚偽は罪であるか〕の「異端解答(五)」一六〇頁である。すなわち、「或ることを約束する者は、約束したこととはたとする氣持をもつてゐるならば、嘘をつく」とにはならない。なぜなら、かれは丑いの心に抱いてゐると反して語つてゐるのではないからである。だが、もしかれが約束したことを実行しなかつたならば、意向が變つたという」とによつて、眞実を欠く仕方であるまつてゐるよう見えるであろう。」

(註注、い)の点は、イギリス法のヒクティを見る上で肝要な点であるといえる。なお、ローマン、前掲「自然法の歴史と理論」1111頁参照。「『契約は遵守すべき』(pacta sunt servanda) いふの自然法規範は『嘘をつくなかれ』という規範がい出てへる。」1111頁)。

ただ、Godley はその注で、「トマス、前掲〔神学大全〕第一九分冊第八八問題〔誓願 votum とくに〕〔第II項 すべての誓願を遵守すべき〕とが義務であるか」191—11頁にも触れてゐる点は、本項の課題考究の上で重要なので引用しておきたい。

「人間が人間にたいして為したすべての約束によつて拘束されるのは道徳的債務 honestas によるのであり、いわば自然法 ius naturale による債務 obligatio である。しかるに、ある人が法的債務 obligatio civilis による約束を果たすよつて拘束されるためには何か契約の要件が必要とされる。」191—11頁。

いのいとは、いわば自然法に基づく債務と人定法上の法的債務を区別し、後者については、何いかのいわば causa を必要とする見解をとつてゐるものと思料しうる。

ただ、トマスは、約束が遵守されねばならぬかという説明のみならず、いつ when 約束が保持されねばならぬかという点にまで進み、その点で、アリストテレスの德論を越え、「自然法」の論議にまで及んでゐるが、Godley は摘示する。一一頁。したがつて、トマスの場合、自然法においては、すべての約束は拘束性を有するが、人定法については、その上に諸要件を加重している点は、ローマ法の伝統を採択していふと Godley が記している。但し、トマスはその要件については詳述していないとする。一一頁。

(13) Godley, op. cit. p. 230.

「一度、哲学は法学者の仕事を変形めやだ。」「十六世紀に、後期スコラ学者は、アリストテレスとトマスから採つた概念をめぐりて、再組織化した。」「契約法は、初めてシステムティックな法理論的組織を取得した。」「十七世紀に現代批判哲学の基礎づけをした者たちは、後期スコラ学者が築いた概念を問題にしてあた。」「長い間、法学者は、彼らを鼓吹してきたアリストテレスとトマスの哲学からの自身距離をおきながらも、彼らの法理を保持した。」「結局、彼らは、現代の学者が否認した概念を除くつかぬ」とによつて、いわゆる法理を再稼働させた。」「その結果が、契約の意思理論であった。」1111〇頁。

「もし意思理論が、法の分野で意味あらしめるならば、その分野は契約法であろう。」「しかも、意思理論は成功しなかつた。」「彼らは、決して、彼らが放棄した、より古いアリストテレスの概念なしには、彼らの学説を機能せしめ得なかつた。」「いわゆる古い概念の一つが切除されていたすべての点で取り消しえない論争が勃発した。」1111〇頁。

「意思理論の反対者は、いわゆる困難を指摘するいふことによつて、彼らを不信たらしめた。」「客觀理論の一派は、意思の概念が、申込と受諾、錯誤、詐欺、脅迫、あるいは默示条項の問題を解決しなかつたと指摘した。」「事実、あらゆる概念の適用は逆説的になつた。」「後の批判者は意思理論は、法が契約の公正に係わる、そして、係わる多くの事例を説明しえないだらうといふ。」11

110頁。

「今日、われわれは、一般的に契約の認めた理論をもつてない。」「客觀理論は、彼らがかつて享受した法学者の間で限られた支持を失つてしまつた。」1110頁。「人が、何故法が他のものでなく、ある結果を結びつけたかを説明しないならば、契約を当事者の外的行動へ法が結びつけた一連の結果であると定義づける」とは、援けにはならない。」「契約の実行可能な理論は、契約の公正性を考慮せねばならぬだらう」として廣汎な合意はあるが、しかし、いかにしてそうするかに關して、合意は存在しない。」110頁。

(14) 前田〔④ 約束の拘束性—obligation〕〔註〕注(9) 参照。

(15) Godley, op. cit., p. 5 et seq. 後期ヨーロッパ学派の役割については、一部拙稿においても触れている。拙稿、前掲「六卷一号〔補論—dominium 概念と所有権理論〕」118回頁以下参照。

(16) 拙稿、前掲「六卷一号〔補論—dominium 概念と所有権理論〕」117九頁。cf. Tuck, op. cit., pp. 34~5.
(17) ルーマン、前掲「社会の法一」〔第四章 ヨーロッパ化とログリカ化〕118二一~119頁。

「何よつあがや、法と不法とがかくも鋭く、非宥和的に区別せねども、自明のじんじん受け取らなよつゝに注意しなければならぬ。」118一頁。「わしのそれを、通常なりゆきの事態と見なす必要がある。そらすれば、法の進化がどのくらうの範囲にわたつて、法に内在する誘因に反応して生じてくねかを明かにやがれだらう。」118一119頁。「たとえば、ヨーロッパ民法の最も重要なカテゴリーである責務（obligatio）は、次のよひどりで生じてあつたようだと思われぬ。」118三頁。「やなわらがやある人が、過失によひて（ex delicto）あれ程約ひ（ex contractu）であれ、不法（Unrecht）の状態にあつた。」の不法を適法な（rechtmässig）取り扱ふのよひに置くためには、それを法の形式へと整えなければならなかつたのである。」118三頁。「それはたゞいは義務（法とし）で、拘束（vinculum）として、あるはなれぬく約束（adstrictio）として生じてくるがよしだらう。」「不法行為法と契約法は、それぞれ類型化の形式を備えているが、この119の法は、この責務の展開形態として成立してゐたのである。すなわち、債務法としてである。」118三頁。

なお、contractが法的効力をもつために、被害に責任のあることを證明せねばならぬ、そのたぬ、契約が、人と人の間の倫理的關係になるためには常に對人性が要求される。その關係の存在を表わすものとして、古来からその要素が用いられたといふことは、幾多の指摘があるが、例えば Ibbetson, op. cit., [A Historical Introduction to the Law of Obligation], p. 4 et seq. [Contract and Personal Bonds] 参照。

(18) オルムハ、obligation 概念は私法關係のみならず、政治關係などによる使用も [political obligation]、それら公法關係の一つの問題を提起しているが、それがいりでは視野外におく。

ルの obligation としての概念について、原田慶吉、前掲「ローマ法」上巻一四七頁以下や興味深い指摘をしてゐる。ただ、ルの所が異論が存在するようであつて、本稿で深く立ち入るには避けたいたいが、次の点だけは紹介しておねだり。

「〔〕債務関係 (obligatio) の定義 ロ帝法学提要 (III・I III・前書) は定義として曰く、「債務関係は法の鎖である。」おどり我々は、我々の國の法律に従つて何等かの物を履行する必要に拘束されね (obligatio est iuris vinculum, quo necessitate adstringere alicuius solvenda rei, secundum nostrae civitatis iura) 」。定義が鎖 (vinculum) 束縛 (債務関係) (obligatio) 拘束する (adstringere) 解く (履行やふ) (solvere) として、観念的・物理的ではなつたが、最初に於いては物理的な意義のものであった可能性は強¹⁹。やがてなんぞを物理的意義に理解した場合に如何なる觀念を説明するか。」一四七一八頁。

「〔〕債務 (Schuld) と責任 (Haftung) 比較法上殆んど普遍現象とまで考へられた両概念の区別から見るとれば、かかる物理的意義としてのオブリガティオ (obligatio は債務関係でも、債権でも債務でもあらへる) とは債務より責任觀念に結び付く。「ローマに於いても極めて古い時代にさるの区別が存したが、比較的早期に両者は結合しだすとの解がある。」一四八頁。

そして、注(4)で触れたる如く、原田慶吉は、「私人間の債務関係に拘束力を付与すべし場合にば、何等かの行為の必要性が想像される」に至るべく。一四八一九頁。

だが、ルの点に関して、古典時代とユスティニアヌ法典時代とで異なるところについては、後出注(22)参照。

やがて、obligatio の法が、広く不法行為法を含むるに至つては、スタイル、前掲「ローマ法とヨーロッパ」一六頁参照。ガイウスは、obligatio が債務者の「負担」やあるいは債権者の「財産」と考えたことを摘示し、「債権者が債務者を訴える権利」を「オブリガトリア」として取り扱つたといふ。ガイウスは、オブリガティオの概念が拡張し、ルの範疇のもので契約だけではなく不法行為の債権の発生原因として認めた。一六頁。

(19) Ibbetson, op.cit., [A Historical Introduction to the Law of Obligation], p. 1. また、ベギリス法では、Law of obligation という概念が確立されてゐる概念ではない。A.M. Tettenborn, An Introduction to the Law of Obligations, 1984, p. v.

v.

(20) Ibbetson の作業などの一環として、Ibbetson, op. cit., pp. v~vi. また、現在では、クローバーリヤンの時代とされるようになり、商品経済の網の田は世界的規模で拡大して来たが、それに即応する契約法の同一化の要求も強²⁰ことは想起されねばならぬであつたが、実は、一国内でも多民族を抱へる国々では、その法の統一化は喫緊の要務であるし、また、かつて植民地であった場合にば、宗主国との関係で多様な法形態をもつておる、その調整が課題になつてゐる。

イギリス法全体、イングランド法と civil law 両のベクトルによる法の調整の問題を孕んでゐる。イギリス法では、一九六五年の Law Commission Act (c. 22) によって設立された Law Commission [法律委員会] の第一プログラムの課題となつてゐた。ついで

せ、契約の佃田へ貸出された取引の多くは原規との罷免が大めた問題にならなかった。Leslie Scarman, Law Reform—The New Pattern, 1968, pp. 20~21. J.H. Farrar, Law Reform and the Law Commission, 1974, pp. 62, 66 n 68, 146 et seq. ベンチャーブル法典を起草した Harry McGregor, Contract Code—Drawn up on behalf of the English Law Commission, 1993 が出版された。だが、ベニッカの法典も英國の法律と何を異なったかが多くある點で注目される。cf. ed by Donald Harris & Denis Tallon, Contract Law Today—Anglo-French Comparisons, 1989. 原規と上記の法典との関係について、田嶋也『課税法の比較法的研究』・堺哲也『課税法の比較法的研究』、名古屋大学出版会、1100年、1巻1~11回参照。

(22) ローマ法一般に関しては、原田慶吉、前掲「ローマ法」参照。本項の課題に関しては、同前(上巻)「第七章 債権の発生」一六

ローマ法一般に関するものは、原田慶吉、前掲「ローマ法」参照。本項の課題九頁以下、とくに一七〇頁以下〔第二節 契約より発生する債務〕の項参照。

意しておきたい。原田慶吉、前掲一六二頁以下〔第六章 債権の効力〕〔第一節 対内的効力〕参照。

「古典時代には、金銭判決 (Condemnatio pecuniaria) の原則を一貫したため、債権者は債務者の債務不履行に対しでは、單に損害賠償を以て甘んずるより外ない。ユ帝が始めて与える債権には、執達吏の手による物自体の強執執行を認めた。」一六二頁。

「古典時代には各訴訟に従つて種々の形態の責任理論が行われていたが、訴訟理論を理解しないピサンチン法学者はこれを整理し、段階化し、道義的主觀的因素に重きを置いて、上記のユ帝法、普遍法的責任理論を組み立てたと考えられる。」一六四頁。

(23) Godley, op. cit., p. 30 et seq. [3. Roman Law and the Medieval Jurists]

「アリストテレスの哲学とローマ法は中世大学において強烈に研究されたが、中世法学者はこれらの知的伝統を綜合することはまたできなかつた。」「それにもかかわらず、彼らは、後期スコラ学者が結局成し遂げた綜合に容易に適合するような方法で、ローマの一定のテキストを解釈した。」「後に見るように、彼らは、アリストテレスとトマスに親んだためにそうしたし、これらの哲学者の意見を彼らのテキストに読み込んだ。」三〇頁。

(25) Godley, op. cit., p. 30 「ユーラシア人は契約法の理論あるは一般法を持つていなかつた。」「彼らは、特定の契約の法、例へば、sale, lease, pledge, partnership の法を持つてゐた。」 111〇頁。

權威と「理性」と法(二八)

Coing」、アリストテレスかい、直接間接に借用した、ところの「彼は、一體的 contract か delict かで論じた最初のローマ人である。」111頁。「この区分もまた彼はアリストテレスからの借用したのが知れない。」111頁。

「兎も角、その類似性はそれ以上に出でて、な。」111頁。

ローマ法を素材にそれを抽象的な観念に纏めようとしたしたのは、中世を経るといふより以前から Godley が暗示する。

(26) 拙稿、前掲一卷一號116頁注(15)。

(27) Godley, op. cit., p. 41. もうじな、Accursius の論が古用られてゐる。

(28) 原田慶吉、前掲「ローマ法」上巻、一五八—九頁。

(29) 原田慶吉、前出注(28) 参照。拙稿において言及してある。拙稿、前掲一六巻一号「補論 dominium 概念と所有権理論」〔⑤ ルネサンス〕〔註〕Valla とその後繼者〕〔註〕Bartolus de Sassoferato〕の箇所参照。

山口俊夫、前掲「フランス債権法」1134頁。なお、自然債務を認める根拠も問題になるであらう。同書、11114—15頁。

ミッタイス、前掲「ドイツ私法概説」1151頁。「発達したローマ法では、すでにやうと以前から、債務と責任 (debitum と obligatio) は融合して、いた。」「すべて債権関係は訴と執行とが可能だつたのであつ、」とのことが例外的にあてはまらない場合には、「人は自然の拘束関係つまり自然債務と称したのである。」「かくして繼受は、中世後期の法において途を聞かれていた発展を完成したのであつた。」1151頁。

やむに、ミッタイス、前掲「ドイツ私法概説」1151頁では、「責任なき債務」という概念が、『自然債務』という無内容な概念に代わる「あやめらう」と掲示してある。1151頁。

かかる意味では、川島武宜、前掲「債務法講義第一分冊」六〇頁以下の指摘は興味深い。そこでは、自然債務概念の消滅と、近代社会におけるこの語の使用に関する疑義を掲示している。本稿との関連で見てみると、「すべての契約に裁判上の保護をみとめる必要は、自然法思想の支持のもとに自然債務の概念を消滅せしめるにいたつた」と、「近代民法においては、すべての合意は一般に、ただそれが合意であるという単純な理由で、当然に法的効力を生ずる（すなわち裁判上の保護をうける）ものとされて、いるからである（“pacta sunt servanda”）。」ふねおこる。六一頁。

(30) Miller, op. cit., [The Data of Jurisprudence], p. 57.

(31) 山口俊夫、前掲「ルネサンス債権法」四六頁。「ローマ法においては《causa》の語は、今日的意味における契約の『原因』とは異なり、契約を発生させるための有効な方式または要物契約における物の交付などの意に用ひられた。」「契約の原因をその有効要件とする、原因の抽象的概念を生んだのは教會法であったが、近代契約法における原因論 (théorie de la cause) 始祖は Donat である」とある。〔Pothie による〕「Pothie によれば、民法典編纂者によって採択された原因論は、一九世紀の学説によつて精緻化を加え

たが、他方それに対する疑問も早く提起され、じとと一九世紀末以後、原因論は、Planiol を旗頭とする原因無用論者 (anti causalistes) により激しく攻撃され、学説では一時、無用論が支配的傾向を示すに見えた。「しかし、判例は、古典的原因論を修正してゐる、絶えず原因を有効要件とする立場を変えや、」の判例理論は今日、学説のほとんど一致した支持を受けている。四六頁。

だが、Domat ものの原因説は「トトは、神戸大学外国法研究会、前掲「仏蘭西民法」六二頁以下参照。なお、同書五八一九頁では、近代フランス法における「契約の原因と債務関係の原因」について言及している。

- (33) 後期スコラ学派の役割については、cf. Godley, op. cit., p. 10. 「キリスト教徒のローマ法はいろいろな方法で一六世紀において後期スコラ学者が成し遂げた総合に貢献した。」一〇頁。「ローマ法は豊富な法的詳細を有し、また後期スコラ学者に口程を上程せた。」「しかしながら、彼らは、より大きな哲学的概念を適用する」とよって、ローマ人が提起した問題を解決しようとした。「しかししながら、彼らは、ユマヌ・アクリナスによつて解釈された如くにアリストテレスの哲学から彼ら自身でその観念を受け取った。」一〇頁。

- (34) Godley, op. cit. pp. 49~57; Robinson, op.cit., [European Legal History], paras 5, 3, 6; 5.9.3~4; Müller, op. cit., [Huguccio], p. 112 n. 10.

- (35) causa 概念は多義的であるのと、就中本稿に關係ある拙稿の前掲箇所を摘示すれば以下の如くである。ちなみに、拙稿、前掲四卷一四五六頁〔一一世紀における新カノン法の新訴訟手続における訴状における訴訟原因の記載〕、一三卷一四一七頁注(15)〔実体法ノハ法と闘争ノト〕、六卷一四七三頁注(9)〔約束違反に関する約束の強行性の問題〕、一三卷一四一四頁注(15)〔ユマヌの形相因=田畠因〕、一三卷一四八頁注(5)〔人間の自由意志と第一原因〕、一五卷一四一七〇頁注(25)〔出所事由〕。

- (36) Godley, op. cit., p. 40.

「Bartolus と Baldus は、数多くのローマのテキストにアリストテレスの觀念を読み込むことによつて後期スコラ学派を予見した。」四〇頁。

「その他の場合において、中世法学者は後期スコラ学派始めて同じ結論に達した。そして、彼らはアリストテレスを読んでいたためにそうした。」四九頁。「バルトルスとバルダスによる causa の法理の様式化は、かかる事例の一つである。」「この法理にしたがつて、当事者の同意は、原則として、次の、一つの理由すなわち causae のうちの一つのためにそれが与えられた場合にのみ拘束性を有した。すなむか、liberality (寛厚)、あるいは、一方が与えたものに対する返報としてものを受け取る場合である。」「かくして、この法理は、ローマ人は贈与をする契約を交換の契約と区別していった。そしてまだ、バルトルスの先人

よつあわいは進んだ。彼のば、cause lucrativa [黙認の因] みなす契約へ causa onerosa [負担にたる因] の契約を区別してした。

四九頁。

「後期スコラ学派は、その法理が回顧であるといふ點出しだ。ところのば、彼のば、トマスの如く、契約間の基本的区別は寛厚の行為と交換的正義の行為の間のものであると考へたがいだね。」「後は既によひて、すべての類似性において、ベルトルスとベルダスは、心に抱いたいの区別をもつて法理を様式化した。」「それに拘わらず、彼のローマ法を、アリストテレスの原則によつて体系的に説明しようとは企てなかつた。」「彼のば、單に、彼のローマ人のテキストを解釈するにアリストテレスは役立つことを見出しだと想ひながらいた。」四九頁。

- (37) Godley, op. cit., pp. 50~57.
 - (38) Godley, op. cit., p. 40 et seq. [The Medieval Jurists and Law of Contract].
 - (39) トマスの causa 論は、ローマ法の契約法における causa 論とは別次元の論議やあつた。しかし、トマスも約束は守られねばならぬふじふねだが、その問題は教義かの点があつたが和らが問題になつた點である。
- Godley, op. cit., p. 69 et seq. [4 Synthesis]. も causa 論のトマス、ルベリ pl. 77 et seq.

2. トマスの約束と自然法

α 問題点

トマスの倫理学が契約なし約束の遵守に關し、心地の接点を見出しえとしたのであつた。

トマスの約束遵守の理論的根據が、アリストテレンスの理論の延長線にあるとして、アリストテレンス＝トマス理論として把握する。(2) ではその眞髓をさういふとあると考へたのであつた。

ローマンは次の如く摘要してゐる。あたふむ、
 「契約は遵守すべし」(pacta sunt servanda) から自然法的規範は『誓をつくなかれ』から規範から出でる。

11111頁。「しかしながら、法の歴史が示すよつて、心の原則を正しく運用するためには、『理性のより明敏な考慮』

(subutilior consideratio rationis) が必要である。悪意もしくは過失による責任と、責に帰すべからぬ、したがつて『愚失なき』契約不履行の責任（偶発事故の責任 (Zufallshaftung)）とは、実に『賢者の考慮』 (consideratio sapientum) によって区別され、前者はそれ故に法律でも別様に規定⁽³⁾されている。」

これによつて契約の遵守はまず「嘘をつくなかれ」という規範から生ずる」とが摘示されている。⁽⁴⁾しかし、この「嘘をつくなかれ」という規範は、いろいろの場合が存在する」とを摘示している。就中、「約束」については、その嘘言にならぬ場合として、真実、約束者が履行の意思をもつて約束した場合を上げている。しかし、約束を行しながらそれは「嘘言」になるかという問題が生ずるとする。だが、その場合にも、トマスは、二つの理由で罪にはならない場合があるとする。すなわち、その第一は、明白な違法を約束していた場合であり、第二は、約束にかかる人間および客観的条件が変わった場合であるといふ。⁽⁵⁾だが、このことは、いずれにせよ、約束者自身の言動の問題である。しかるに、対人的関係では、それを前提にして、他の拘束性の要素が重要になつてくる。

そこで、先に言及した如く、人ととの関係における人の行為の倫理性について、約束には、二通りあり、一つは正義に属するが、他は寛厚 (liberalitas) に属する」とを摘示した。⁽⁶⁾しかし、いざれにせよ、約束は約束である。一九世紀の意思主義を極端に表現すれば、すなわち、当事者の意思に絶対性を付与するとするならば、それが当事者のみならず裁判官をも拘束する」とになる。換言すれば、そこに誕生した合意は、法的意義を保ち、裁判規範として機能することになる。しかし、意思に絶対性を付与しないならば、意思にかかるなんらかの規制的因素「相手に伝わらねばならぬ」という当然の要素は別として「がその有効性に対して働くねばならぬ」ととなる。では、私人の約束した意思に絶対性をトマスの時代にあって、なお約束遵守が要求されるとするならば、それはどのような要素が働くとされたためであろうか。

したがって、本項の課題である「*pacta sunt servanda*」の問題を考える場合に、やはり、人の対人関係における約束遵守の根拠について考慮しておかねばならなくなる。⁽⁷⁾ そしてそこに、対人関係の徳としての「正義」の問題が再び浮上してくれる。

β 約束遵守 promise-keeping

Godley も、トマスは、「約束を破る」とは、次のような違ひがあるけれども、嘘をつくようなものである」といつていふかる。⁽⁸⁾ だだしの違ひについては既に言及しているので省略した。⁽⁹⁾ ハード Godley が強調するのは、トマスが約束は信義誠実 *fidelity and honesty* の問題であり、「彼自身のためになされた法（規）」であると暗示している点である。ただ、トマスは、約束遵守が徳であるのみならず、いかなる時にそれを遵守すべきかを説明し、その点で、約束遵守が徳であると暗示したアリストテレスを越えて人間の行為の規範化を試みたところ。⁽¹⁰⁾ そして、このことによつて、「約束遵守」の「自然法」について述べるところ。

因みに、Godley は、トマスは約束遵守の要件として、その田畠からそれを説明していくとある。⁽¹¹⁾ しかも、その説明をトマスは、誓願 *vows*、宣誓 *oaths*、婚約 *betrothals* に限ってしまうと Godley はふう。しかし、ハルムの事例は、すべて、「神にたいして」の約束であるので、ハリドは除外する。但し、例えば、誓願でも、人的関係を伴うこともあらが、その場合には、なお一定の人の行為が要素として加わり、単なる神に対する約束とは区別される。⁽¹²⁾ そしてそれが法的債務 *obligatio civilis* となる場合にはなおさらであるといふ。

ところで、トマスは、先にも触れた如く、人の約束行為について、アリストテレスに倣つて、正義と寛厚 *liberalitas* に分けたが、寛厚の中にも、人と人の関係に関わる要素をもつものがある。トマスはその具体例として贈与の場合を挙げている。⁽¹³⁾

セハ本項の課題である約束の拘束性を見るために、一見「正義」とは次元の違うものとされた、トマスの「寛厚 liberality」の場合における約束の拘束性の要件について瞥見してみたい。

まず、「寛厚」は、「*眞前よれ largitas*」とも称せられる。⁽¹⁸⁾

次に、「寛厚」は、一人の生存に必要以上のものをもたせるのは、その者が「より多く自分のためよりは他の人々のために賞讃すべき仕方で消費する」ためであるといふ。⁽¹⁹⁾

第三に、それは、「或る人が何かを自分のもとから放出する」とい 「=消費」、かれはそれを自分の保護および支配から解放して liberat、自分の心がそのものにたいする愛着から自由 liber であることを示すからである。⁽²⁰⁾ といふ。

第四に、「寛厚は与えられたものの多さではなく、与える者の習慣に存する。」故に、「贈与を豊なものにするか、貧弱なものにするかは心情 affectus にかかる。⁽²¹⁾」といふ。

第五に、したがつて、「寛厚は正義の種 species ではない」「なぜなら、正義が他者にたいしてかれのものを与えるのにたいして、寛厚は自分のものを与えるかないである。⁽²²⁾」といふ。

第六に、ただ、「寛厚は一つの点で正義と何らかの仕方で合致する。」「第一は、寛厚は正義と同じように、主要的に他者くと向けられている。」「第一に、それは正義と同様に、外的事物にかかるつていてる。」「このようなわけで、寛厚は(正義という) 主要的な徳に付随する徳として、ある論者によつて正義の部分であるとされてゐるのである。」という。

γ 契約と交換的正義

ところで、すでに売買の如き契約については、交換的正義が妥当するといつて、これまでたびたび言及して
⁽²⁴⁾ あつた。

では、トマスの神学あるいは自然法はこの点どのように捉えていたのであらうか。尤も、この点の法理学的考究はす

ぐれて後期スコラ学派に依存してくるが、その先駆者としてトマスはどのように捉えていたのであらうか。具体的な正義と契約との関係に関する諸制約については、後述の「4. 契約と正義論」で言及するとして、ハハでは、「契約と交換的正義」との一般的関係を暗示しておきたい。尤も、この点も本稿においては、些か触れてきている。⁽²⁵⁾ そこでハハでは、補足的に、今まで言及してこなかつた一般論的要素についてのみ触れておくことにする。

まず、トマスは、「交換的正義」は「平等 equality」を要件とするという。⁽²⁶⁾ そりでトマスが「正義」と「平等」とはどうのように関わるものと見ていたのであらうか。據的にいえば、トマスは、正義概念に「平等性 aequalitas 性」が内包されていると受け取っていた。⁽²⁷⁾ したがつて、契約によつて内容が確定していふ場合、その内容は自然法の規制の対象になり、交換的正義に立ちるのでなければならぬとする。⁽²⁸⁾

- (1) Godley, op. cit., p. 69 et seq. [4 Synthesis].
- (2) Godley, op. cit., p. 69.
- (3) ローマン、前掲〔自然法の歴史と理論〕1111—111頁。
- (4) トマス、前掲〔神学大全〕第110分冊第一10問題「眞実と対立的な諸々の惡徳について」〔第11項 タバト謬論 (mendacium) は罪であるか〕160頁〔既出〕。
- (5) 同前。
- (6) 前出「1. トマスの約束概念」注(10) 参照。

そもそも人の行為の倫理性と契約の関係については、我が国の民法学でも暗示されてもいた。例えば、川島武宣、『民法総則』、法律全集、有斐閣、50、110頁、110七頁。

(7) ハの点は、本項前出「1. トマスの約束概念」〔a トマスは、アリストテレスの德論を道徳法に織り込んだ一行為規範化させた一〕注(12)で触れた点を改めて述べることとなる。

(8) Godley, op. cit., p. 11. トマス、前掲〔神学大全〕第110分冊第一10問題第11項 160頁〔既出〕 参照。

なお、*fidei laesio* が教会裁判所において promise 違反の問題として重要性をもったとしているのは、拙稿、前掲六巻一号七三頁、注(9) や触れていた。但し、それは宣誓されたプロミスについてである。

(9) 前出〔2・トマスの約束と自然法〕〔a 問題点〕注(10) 参照。

(10) Godley, op. cit., p. 11. 前出〔④ 約束の拘束性—obligation〕〔a〕注(6) 参照。トマス、前掲〔神学大全〕第一九分冊第八八問題〔誓願など〕〔第10項 誓願に関して免除される」とは可能か〕一一一七頁。
これは、トマスが「誓願」に関して述べた中で触れていた点である。前出〔1・トマスの約束概念〕注(12) 参照。

(11) Godley, op. cit., p. 73 [4 Synthesis].

前にも摘示した如く、Godley は、後期スコラ学者によつて、ローマ法とアリストテレス＝トマス哲学の綜合が試みられたといふ。すなわち、「すでに眺められた」とく、中世の法学者は、原則において、契約は、当事者の同意のために拘束しているという結論だけをしていた。七三頁。「彼らは、ローマの準則は実定法の創設であるとも言つていて。」「後期スコラ学者は、しかしながら、アリストテレスやトマスから引き出された原則から討議することによって、この結論に到達しようとしていた。」七三頁。「トマスは、『人は約束によつて人にたいして拘束される。ふじだ、ふじむとは自然法の拘束性である』と言つていて。」七三頁。「後期スコラ学者は、約束されたとの行為は交換正義のものであらうと、あることは、寛厚のものであらうと、約束を破る」とは惡になるであろう、といふ」と合意した。」七三頁。

因みに、Godley は、「自然法によつて、何時約束が拘束するかを決定するため、トマスは、何が拘束かをまず説明した。」として、次の如く摘要して、
「彼は、約束が役立つ目的を同定することによってそうした。」(傍点筆者) 一一頁。

「彼は、約束が役立つ目的を同定することを許容している。その点、それらは、命令に同じようなものである。命令によつて、しかしながら、人は、もう一人の者が彼に為そうとしているものを指示するが、他方、約束によって、彼は予め他のもののために為そうとしているものを指示している。」一一頁〔トマス、前掲〔神学大全〕第一九分冊第八八問題第一項参照〕。かくして、前述の如く、トマスは「約束」は、「彼が自身のためになす法準則なのである。」としていると摘要したのである。〔前出注(12)、トマス前掲第一九分冊第八八問題第一〇項一一七頁参照。〕

(12) Godley, op. cit., p. 11.

Godley は、トマスにあつては、「約束が拘束されるところの要件はその目的の」の叙述からもたらされる。」という。一一頁。そして、「トマスはそれを誓願、宣誓、婚約を論ずるところで説明している。」一一頁〔トマス、前掲〔神学大全〕第一九分冊第八八問題〔誓願〕、第八九問題〔宣誓〕、〔補遺〕第四三問題〔婚約〕参照〕。

権威と「理性」と法(11八)

また、「約束する」とによつて、約束者は、彼の他者に対する関係を指向する。」一一一頁。そして、「アリストテレス的哲学では、人の行為の指向は、人の理性と意志に属する。」「それゆえ、約束者は約束を理解せねばならぬし、それに同意せねばならない。」トマスは、理解と選択についてアリストテレス的観念を適用する」とによつて、この準則の意味づけを造り出した。」といつて、その倫理性を強調したという。一一一頁。

少しく敷衍すれば、Godleyは次の如く述べている。すなわち、「後期スコラ学者が当事者の契約的拘束性を分析したとき、彼らは、トマスの交換正義と寛厚の論議から出発した。そして、とくに、トマスの平等性の省察から出発した。」一四〇頁。

「この節（で言つたこと）とアリストテレスの間の極めて有意の差異は、しかしながら、以下の如くである。すなわち、アリストテレスは特定の行為の名稱化によつて例証して、トマスは、これらの行為を画定づけた。」「彼は、各行為が役立つ目的を同定する」とによつて、また、それが属するより大きなタイプを同定する」とによつてそうした。それは交換正義の行為であり、寛厚の行為である。」一五〇頁。

「トマスは、決してこれらの契約を支配する法に関する論文を書かなかつたけれども、後期スコラ学者はいかに彼が推進したかを想定する」とを容易に見出した。「彼は、これらの定義から出発したであらう。」「彼は、各契約は、その定義に伴う一連の拘束性がそれに伴うことを證明しようしたであらう。」「これらの拘束性は、この定義の様式化に用いられた概念に含まれているか、あるいは、その契約が画定される関係における目的にたいする手段のいずれかである。」一五〇頁。

そして、「トマスは、多くアリストテレスと同様な方法で論じた。」一一〇頁。「すでに見た」とく、彼の革新はアリストテレスが道德律に關わつたよりはるかに關わつて、例え、約束遵守の徳のみならず、それらが遵守されねばならぬ場合を論じた。彼は、交換正義の徳のみならず、行為が平等を破つた場合を論じた。」一一〇頁。「彼は、そうする」とによつて、『自然法』の要件を精巧化した。」一一〇頁。

「この道徳律についての関心は、アリストテレスのトマスによるキリスト教化の一側面であつた。」一一〇頁。

- (13) トマス、前掲〔神学大全〕第一九分冊第八八問題〔誓願について〕一八〇頁。第八九問題〔宣誓について〕。但し、婚約(betrothal) については、cf. Godley. op. cit., pp. 11n 7, 13n 14.
- (14) トマス、前掲第八八問題〔第一項 誓願は意志の意向にのみ存するか〕一八二—一三頁参照。
- (15) トマス、前掲第八八問題〔第二項 すべての誓願を遵守する事が義務であるか〕一九一—一〇頁参照。
- (16) 前出〔1. トマスの約束概念〕注(10)、〔2. トマスの約束と自然法〕〔a 問題点〕注(6)参照。トマス、前掲〔神学大全〕第一八分冊第六一問題〔正義の諸部分について〕〔第二項 両者の定義はそれぞれ異なる対象領域を有するか〕一〇六頁参照。
- (17) トマス、前掲〔神学大全〕第一八分冊第六一問題第三項一〇六頁。

- (18) トマス、前掲〔神学大全〕第1〇分冊第一一七問題〔寛厚について〕〔第一項 対応は金銭にかかるか〕111〇頁。
- (19) トマス、前掲〔神学大全〕第二〇分冊第一一七問題〔第一項 対応は徳であるか〕111六頁参照。
- (20) トマス、前掲〔神学大全〕第二〇分冊第一一七問題〔第三項 対応は金銭にかかるか〕111〇頁。
- (21) トマス、前掲〔神学大全〕第二〇分冊第一一七問題第一項二二八頁参照。
- (22) トマス、前掲〔神学大全〕第一〇分冊第一一七問題〔第五項 対応は正義の部分であるか〕111〇頁。
- (23) トマス、同前。「或る論者」とは、「アリストテレスの著作の編集者として有名なロードスのアンドロニコス」を指すという。第二〇分冊の訳注(五〇六)三六〇頁参照。
- (24) 交換的正義については、拙稿、前掲一四卷一号五三、五四頁参照。
- 交換的正義を規整する正義については、同前。配分的正義と交換的正義については、一四卷一号一六頁、一五卷一号一一四、一一一、一一三頁で言及している。
- (25) 拙稿、前掲一四卷一号五三頁注(10)参照。
- (26) Godley, op. cit., p. 14.
- 現代でも、正義論の一環として「平等」論は大きな地位を占めている。⁶ e.g. Rawls, op. cit., [A Theory of Justice], p. 504 et seq. [77. The Basis of Equality.] われど、⁷ フィル・前掲〔政治的正義〕111一111〇頁参照。⁸ フィルは、プラトン、アリストテレスと違った意味で、ホップズは人間の「平等性」を想定したといい、その点に画期的意義を見出すとしている点は、本稿と直接的には関わりがないが、近代の「正義論」一環としての「平等性」の論議を見る上で留意されねばならぬ点であろう。
- なお、法解釈学の次元では、「交換的正義」論はあまり論議されていないし、「公正 fairness」概念等の方がより多く取り上げられているといえる。しかし、政治学の次元では、今日でも言及されている。例、⁹ フィル・前掲〔政治的正義〕三七頁〔第三章 政治的正義の理念〕〔第一節 公平の原理〕参照。
- 「われわれはそもそも問題を、いくつかの正義の視点にしたがって評価している。」「このどちらの問題を具体的に思い浮かべてみよう。」「すると、法倫理学的相対主義は単にその一部分だけ、つまり配分の問題に際して実際に争われる正義のみを強調しているのだ、という」とがわかる。「これに対してもわれわれは、それとは別の領域に、誰もその正義をまじめになって否定することでのきないような行為規則を見いだす。」「争う余地のないその原理とは、たとえば交換的正義にして存在する。」「交換的正義は、規制的正義すなわち調整的正義に属する。そして規制的正義は、『ニコマコス倫理学』の正義の卷でのアリストテレスによる権威的な研究以来、西洋の正義に関する議論においては、配分的正義となるんで正義の理念の第二の適用領域になつてゐる。」「交換的正義に関しては、交換の対象となる商品やサービスにいかなる価値があるのかをひとつひとつのケースについて確定する」などが、多くの場合

たしかに難しい。しかしながら、授受の等価性の原理に従つた交換が正しといわれる限りではほとんどの争う余地がないといえる。」三七頁。

なお、クラフツは、ロールズの契約観念に関連した正義論の批判的考察を四七二頁以下で展開している。

また、現代の自然法論でも「交換的正義」の概念は、取り上げられており。²⁸ e. g. Finnis, op. cit., [Natural Law and Natural Rights]. 図書一七七頁以下、「交換的正義」の問題を取り上げてある。「VII. 5 commutative Justice」、本稿では省略する。ただ、アリストテレスの corrective justice [diorthotikon dikaios] や commutative justice を捉えたのがトマスだとして、この点は、眞偽のほどは分らぬが興味深い。一七九頁。だが、この概念をアリストテレスやトマスや古典に捉えて、その点は留意しておかたい。

(27) 正義概念が「平等性」を要素として包含するか否かについては、トマス、前掲〔神学大全〕第一八分冊第五七問題「権利について」〔第一項 権利は正義の対象であるか〕三三頁。

「他の諸々の徳といふた場合に正義にとって固有的であるのは、他物 (alter) にかかるかしないかの人の秩序づけ・完成するところである。ただし、名称そのものが示すところによると、正義 (justice は正いのかの均等 aequalitas を意味する。) というのゆえ、我々は vulgariter 均等が実現され adaequari される (事柄が) 正すべきと申すだとか思ふがわれているからである。」「しかし、均等は他者との関係において成立する。」三三頁。

なお、トマスは、交換的正義にからして「均等性」に各所で言及しているだけは付記しておきたい。

(28) トマス、前掲〔神学大全〕第一〇分冊第一〇六問題「感謝もしくは謝恩について」〔第一項 感謝は他の諸徳から区別された特別の徳であるか〕八一頁、第一〇八問題「復讐について」〔第一項 復讐は他の諸徳から区別された特別な徳であるか〕一一九頁参照。「対比的な心報は、たゞせば」れだけのものにたゞしだされだけのものを支払うとしたから」とが契約によって確定されたこの場合のように、法的債務 debitum legale によって捉えられるものは交換正義に属する。」八一頁。

「アリストテレスが『リコリス倫理学』第一卷 (1103 a 23) におけるぐるぐるのところ、徳くの適性 aptitudo はわれわれのうちに自然本性からして現出される一徳の完成は習慣である。しかし何が他の原因によるものであるが。ハムカムのところ、諸々の徳は、自然本性的な傾向—それらは自然法 ius naturale に属する—を然るべく仕方で追求して行くべく向けてわれわれを完成するものである」とがあれいかである。」一一九頁。

3. 約束の「处分性」からの離脱とそれ自体による拘束性—物権法からの債権法への足がかりといひや、「契約と正義論」の問題をより詳細に考察する前に、ハムカムのところ、約束の「法的」拘束性の問題が、

dominium の体系から離脱して、固有の法的意義をもつて、独自の法的拘束性をもつて至るところである問題に触れておきたい。

これまで警見してきた如く、約束の法的拘束性には一定の要件があるにせよ、約束そのものにおける遵守の原則が一応強調されたといふことは、いかなる意義を法的観点から汲み取るかができるのであろうか。

まず中世後期においては、財産支配の体系の中で、その所有者の处分権に関わるものとして約束が捉えられていたことを摘示しておきたい。⁽¹⁾ この体制から約束、引いては契約そのものが、独自にその遵守を法的に強制しうる力をもつて至ったことは、大きな飛躍が成し遂げられたことを意味し、留意に値するものといわねばならぬであろう。そのことの別の側面として、このことは約束あるいは契約が独自の法準則を形成し始めたことを意味するものといえる。

具体的には、契約違反が、財産支配への侵害になり、損害がもたらされるため、その不正を匡正するとこうしたことより、そこで強調される obligation は、不法行為によるものたるための損害填補の obligation と同範疇のものであり、いわゆる law of obligation に両者とも包摂されうる共通の要素をもつていたものであった。したがって、そこでは、損害賠償が主たる救済方法となっていた。しかし、約束あるいは契約そのものの違反、就中その約束ないし契約の不履行が、現実の履行による適切さを欠くものとして取り扱われ、約束ないし契約の強行性 enforceability を前提に、未履行の約束ないし契約の違反性が認められるようになり、obligation の法の中でも、promise・contract が固有の準則の集団を形成してくる契機は、實にこの頃からあることに留意しておかねばならぬであろう。そしてそのことは、次第に、約束そのものの神的要素から人定法へと法学者の関心が移り、救済方法の問題に力点が置かれようになることは、先にも触れたところである。⁽⁴⁾

しかもこのことは、後に本稿の課題であるイギリス法を眺める場合に、側面からの幾つかの点を示唆するものとなる。

すなわち、イギリス法では、とくに衡平法 equity の存在に絡み、promise の法的取り扱いについて独特の準則を生みだしてきている。⁽⁵⁾ したがって、promise 自体による法的拘束性の有無は、今日でも難しい問題を提起してきているが、そもそも、promise そのものの拘束性の準則の生成発展の経緯が、いの問題の基底には存在しているし、その問題の提起は、前面の課題に関するほど古いものであったことを知る。そしてそれは、イギリスのカノン法とも絡んできていた問題でもあつた。⁽⁶⁾ したがって、前面の時期における約束自体における強行性の問題を強調する以上は、決して、⁽⁷⁾ 遠な作業とはいえないものと思ふ。

(1) もとより、トマスの所論で、一気にその点が法体制として確立したわけではなく、長い歴史過程を経て一九世紀にその完成形態に到着するわけであるが、その契機は、これまでもしばしば摘示してきた如く、カノン法による寄与が大きかったと言われている。拙稿、前出〔④ 約束の拘束性—obligation〕〔序〕の箇所参照。また、ルーマン、前掲「社会の法2」五九八頁以下参照。

そして、契約が最初 dominium 概念の中で處理されていたことについては、拙稿、前掲一六巻一号二六一頁以下「補論—dominium 概念と所有権理論」参照。cf. Milsom, op. cit., [Historical Foundations of the Common Law], p. 12.

(2) ルーマン、前掲「社会の法2」五九八頁参照。

「特に注目すべきなのは、売買契約の問題が、物権法のローテクスト（第二著の介入から保護）へ、所有権を移転するいふ）から、債権法のローテクストへ移されたところ」とある。「問題は攪乱とその帰結を法的構成物を用いて受け止め、振り分ける」ととであつた。」五九八頁。「現在から振り返ってみれば、その構成物が時として、契約として理解されてきたのである。」五九八頁。「したがつて契約の観念が意味をもつのは、債務の成立原因（カウサ causa）ところの観点のいふことである。」五九八頁。「そしてまた契約概念はこの点において、完全に発展した契約理論の一部として扱われる」となる。」五九八頁。「それゆえに本質的に問題となるのは、互酬的関係のなかで生じた給付の乱れを、正しく、また当事者の行動に関する標準的な予期に一致するかたちで、清算することとなるのである。」五九八一九頁。「だから当初は、普遍的な契約概念は存在していなかつた。」五九九頁。「問題は、契約を楯に起訴された訴訟が保証する」とができるのは、給付関係に属するどんなトラブルに対してなのか、ところとのみであった。つまり、決定の根拠として実体法上の責任が構想されるべきなのは、どんな場合に對してなのか、いふ。」五九九頁。「古代ギリシャ法において

ヨーローマ法においても、形式抜きで結ばれた約定（裸ノ約束 nudum pactum）に対する扱いでは、一般には法的承認は与えられていないかった。」「ふつうよりか、ローマ法において民法上有効な売買契約が考案されたものでは、売買契約が満たされなかつたという理由で訴訟が起つたのである。」五九九頁。「中世以降に至るまで契約法は、訴訟方式および契約類型を表わす集合概念であり続けた。」「あらんそらの方や類型はそれ固有の名称を持つており、独自の条件に従つて扱われていたのだが、《カウサ》（causa）は、同じくそれを表わす別の名称にやれども。」「契約とは、《平民オヨビ「カウサ」ニヨシテ名ヲ与エラレタ合意》（conventio nomen habens a iure civili vel causa）である。ふ。それゆえに、近代において契約法が、変動する経済的状況に適合する場合、カウサの理解も変化してしまつたのだ。」「そしてつことは、ドイツ普通法に見られるように、独自のカウサ・ドクトリンは脱落して、重要なのは契約締結者の意思表示と動機だけである、といふことになる。」「今や契約は、きわめて形式的に定義するならば、契約締結者の意思表示が一致すると、ハリヒに他ならぬのである。」五九九頁。

「ハの展開が完了したのは、ようやく一九世紀になつたのである。」五九九頁。「従来裁判所が、契約締結後に生じる給付のトラブルに際して、正当な清算を判定するため用ひておいた概念技術上の道具は、しづかにやはあるが放棄されねりとなる。」五九九頁。「そしてつことはそれに代わって、契約締結者の意思を、その利益を考慮して解釈するところやり方が登場していくのである。」五九九一六〇〇頁。

「ハの展開全体がスタートしたのは、カノン法におけるやうだ。」六〇〇頁。「そして最後には純粹に合意による契約でも、訴訟の対象となるのである（ただし単なる裸ノ約束 nudum pactum やなむ形の上で一致している意思の表明だけでは、だめであるが）。」「ハの展開の法的根拠は結局のところ、『自然的』な一般規則であった。すなむち、約束は守られなければならぬ（fides）ふ。」六〇〇頁。

ハの点に關するイギリス法への觸及は、後の課題となるべく省略する。前六〇〇頁以下参照。

- (3) ハの展開がかなり明確にならぬのは、その遠い過去のハやせた。cf. Atiyah, op. cit., [The Rise and Fall of Freedom of Contract], p. 434 et. Seq. [The Application to Executory Contracts of Rules for Executed Contracts].
- (4) 稲穂、前掲「大英一邦ノハリ風〔x〕〔@ ルネサンス〕の歴史」、ハリ風〔ii〕Soto] 參照。
- (5) だるべき、 promissory estoppel, e. g. Hunbury & Maudsley, Modern Equity, 13th, by Jile Martin, 1989, pp. 25, 849.
- 一般的にハリ、ハヌカヤムハリが摘出された段落へ個人の既得権利制度のイギリギーの問題など、幾多の次元を異にした要素が絡む。前面の課題である契約の問題について、実態がいかなるものであるかは、当時の契約の社会的需要との関係で、地域地域によつて相当異なる。したがつて、ボローリヤを中心とする法学教育の普及状態と、各地域の法的需要状況の間にはギャップのあるハリは当然であるが、その上に、たゞ、当世の支配的なカトリック教會の支持のもとに普及せられた法的イデオロギーの

断續を以て見るかは、地域地域毎に個別的複雑性を有するものである。その点、イギリス法を観る場合と同様に、英國法は必ずしも統一的でない。一例を擧げれば、先に論及した、Ibbetson の指摘の如き次の二点が挙げられる。Ibbetson, op. cit., [A Historical Introduction to the Law of Obligations], p. 11 [Part One Form and Substance in Medieval Law].

「中世コモン・ロウは訴えの法であり手続の法であつた。この法の構造は、訴えの形式によつて与えられていた。」一頁。「この様式化は実体的原則を隠す傾向にあつた。しかし、中世法が実体的觀念によつては達されなかつたことを疑う理由は存在しない。問題はそれらの実体を確認することにあつた。」一一頁。

「描かれた図は、必然的に歪められている。法的カテゴリーは現実の実体ではなかつた。」一頁。

plea rons) は、それは 特定品でかつ、屬的だ goods によって 賠償に拡大していったる (括弧 debt の語) が、もうあるじゆのやういだんと示してくる。「されば、金錢あるじは動産にたゞする原告の資産 entitlement と根拠りたむおとへた。すなわち、今状の表面どんじよ現われて、なし causa が資格の根拠 reason であつた。」一頁。「この causa は、われら contract となりえたやねへ—Glanvill は、特定的に五つのかかる契約の causa をコベトして、かし、現実には存在すべからぬのやせなかつた。」「debt の訴えを『契約』訴えとして範疇にしよへんやうんだ、時代遅れの誰かしたのみ。」「既知だ、彼は隸属すべからぬの、すなわち、権利としてあるものを請求してくる。すなわち、訴訟様式は、強く proprietary writ of right (proprietary が請求するために用ひられた基礎的な訴え) に密接してゐた。そして、その側面の いふこと、action de re adirata (近接した action de re) において、それが、proprietary の請求、すなわち、それいを善意で購入したゆのに対する動産の『所有者 owner』の請求へとみ見なれらるゆのを様式化へと用ひられたるべ。」一八頁。

「その最も早い様式において、trespass の訴えは契約違反を処理する能力をもつていた。」「debt の訴えによって履行を強行する」とができないなか、あるいは、好まなかつたらう失望した契約者は、それにも拘わらず、捺印証書 covenant 違反における被告の悪（違反）に基礎づけられる請求をする」とによって一定程度の損害填補を受け取つたであらう。」一一一頁。

「二十一世紀の過程で、この違反に基づいた救済方法が、明らかに契約の訴え、すなわち、covenant の訴えが出現した。」二一頁。「最初、それは二十一世紀末に、国王裁判所の権利において現れ、二二二〇年までに極めて普通になつた。」「国王裁判所内では、それは特に real property [物的財産]、極めて留意すべきあるものとして lease [期間保有権] に關わつてゐた。尤もそれはかかる状況には限られてはいなかつたけれども。」二一頁。「例如ば、二二〇〇年に、ある訴えがある場所では、covenant の申立てとして訴えられたが、他の場所では、chattels の申立てとして訴えられた。」二一—二頁。

そして、action of covenant が「特定的・一排他的に一契約的救済方法として」出現したのである。「この舞台は、ローマ法とそれ自身一列に並んでローマ・ローマの obligation の法のためにセットされるに至った。」(1回目)

(6) 今日でも難しき問題のあらむか、前掲〔一・トマスの約束概念〕注(2) 参照。

(7) ヤギリス法の契約法なりしる、ムのムハシ causa 誓諾が駆逐したかば、11の問題点ぢね。cf. Holdsworth, op. cit., HEL, vol. 3, p. 412 et seq. [Chapter III Contract and Quasi-Contract].

ルの域、ヤギリス法は「大體法」の問題となつてゐた。ヨロゾ夫、前掲〔トマス債権法〕四六頁〔3〕原因論の歴史的沿革] 参照。

たゞ、ルの問題は laesio fide の問題である。Helmholz, op. cit., [Canon Law and the Law of England], p. 263 et seq. [14 Assumpsit and Fidei Laesio]; Ibbetson, op. cit., [A Historical Introduction to the Law of Obligation], p. 136. [7. The Rise of the Action of Assumpsit] [Assumpsit and the Theory of Contract] [Promise and Agreement]. ルト、ラントは bona fide の問題である。中世法律家たるの諸意図から民法の組織が省察の表象ひだりべく。ムハーマー、前掲〔法社会学の基礎理論〕1111頁以下、11911頁以下、11111頁以下 参照。

4. 契約と正義論

ルのまでも暗示してゐた如く、私的な関係にてし、何處までも外的規制が介入しなが、ムハーマドは、古来より法の基本的課題であつた。したがつて、契約あるは約束の行為に対しても外的規制がふるのように施されるかは契約法の基本的課題になる。力あることは暴力の支配する社会から、個々の人々の生存が保護されるために制度的保障をひく形成するかは、人間社会の発展の一大事業であつたといえよ。

ルハーダ、ルハーダ、トマスが、交換的正義に基づく契約規制の具体例に触れておられた。ルハーダ、31、「正直な価格 just price」論、「利子 usura」論、「不正利得 unjust enrichment」論を例示的に取り上げみたい。

a just price

トマスの正義論がい既て最も注目に値するトーマス、彼の「正直な価格 just price」論である。現在でも「公正 fairness」ムハーマドが持つべき問題となるが、正直とか公正とかいう概念使用の歴史は古く、また時代によつて包み

れる徵表も異なつてくる。それにも拘わらず、そもそもなぜ、このテーマが問題になるのか、という点は興味深いものがあり、トマスの正義論でも看過しえない点であるといえよう。

端的に言つて、契約の自由の原則が確立し、申込と受諾による合意が成立するならば、なにも「正当な価格」論の介入する余地はなくなるであろう。それにも拘わらず、「正当」とか「公正」という概念が法的に意味をもつてくるのは何故であろうか。⁽⁴⁾

今日では、確かに、これらの概念を実定法上の概念に転化させて、法的処理をしている場合が多い。しかし、立法論としてみた場合に、かかる実定法概念を具現化する超規範的要素を措定しないと、法政策論としての論理的根拠を見出しえなくなるであろう。そこに「正義」論が絶えず浮上する所以があるものと思料する。⁽⁵⁾

そこで、本稿の課題に立ち戻つて、トマスの「正当なる価格」論をその正義論と絡めて見てみたい。

トマスは、詐欺との関連で、この問題についてつきの如く述べている。⁽⁶⁾

「われわれは売買について、それが付帶的に per accidens 一方の側に有利で、他方にとつて不利であるかぎりにおいて、語ることができる。たとえば、或る人が何らかのものを持つことを必要としており、他の側もそれを欠いたならば困るような場合である。そして、このような場合、正しい価格はたんに売られる物だけではなく、売手が売却によつて被むる損失をも考慮することによって、きまるであろう。このような場合、或るもの、それが自体として有する価値以上に売ることが許されるであろう——ただし、所有者にとっての価値以上に売つてはならないが。しかし、もし、或る人が他人から購入するものによって大いに助けられるとしても、売った側はそれを欠いても損失を被らないような場合には、売り値を高くしてはならない。なぜなら、売手に付け加えられるところの利益は売手から由来するものではなく、買手が置かれている状態に由来するからである。」

しかし、同時にトマスは、人定法について次の如く語っている。⁽⁷⁾

「人定法 *lex humana* は、そのなかの多数が徳を欠いているような人民にたいして与えられるのであって、有徳な者だけに与えられるのではない。」「したがつて、人定法は徳に反することをすべて禁止することはできなかつたのであって、人々の共同生活を破壊するようなことからを禁止すれば人定法にとっては充分である。」「これにたいして、他のことがらは、それらを是認するからではなく、それらを罰する」とはしないとの理由で、いわば許されたことがらとして取りあつかうのである。」「このようなわけで、もし一何らかの詐欺なしに一売手が自分のものを（価値よりも）より高く売るか、買手がより安く買っても、その超過が甚だしくなければ、（人定法は）罰を科すことをせず、いわば許されることと見なすのである。」⁽⁸⁾ 三七〇頁。

「事物の正しい価格は時として厳密に *punctualiter* 確定されず、むしろ何らかの推計 *aestimatio* に存するのであり、したがつて僅少な付加もしくは減少は正義の均等を取り去るものとは思われないからである。」⁽⁹⁾ 三七〇—一頁。

この点が、かつての教父時代よりもトマスが妥協的になつてゐるといわれる所以かも知れない。（なお、商取引の場合は、後述 [⑤ 商人関係法と自然法—交換的正義との関係] 参照^⑩。）

β usura 利子、高利

この点に関しては、すでに拙稿でも取り扱つてゐる。⁽⁹⁾ そこで、このでは、トマスがこの問題について、とくに注目すべき発言をして、いる箇所のみに言及したい。

因みに、現在でも利息制限が問題になつてゐるのは留意しておかねばならぬことであろう。では利息制限と利子禁止とではどんが違うのであらうか。どんに質的相違があるのであらうか。そこには利子概念に対する根本的認識の相違があるのであらうか。⁽¹⁰⁾ しかも、このでは言及しないが、イギリス法や、この問題の変遷にかかる経緯には興味あるも

のがある」とお付言しておきたい。⁽¹¹⁾

ところで、トマスの所説は、一般には、前項の「正当なる価格」と並んでの問題が紹介されているが、「正当なる価格」と違った要素をもつ故に、ハハでは、正義論と絡んだ点を中心に取り上げておきたい。

すでに言及した如く、キリスト教では、聖書を基礎において利子の禁止を教義としてきたが、トマスに至りて、アリストテレスに依拠してその理論的根拠を提供した。それは、端的に言えば、貨幣そのものは価値を生み出さものではないところに、その論拠をおくるのである。ただ、この点は、先に触れた如く、利子禁止回避措置の発達との絡みで、その複雑な展開過程を迎えることになるので、これ以上触れないところにある。ただ、利子禁止回避との関係で、usury の概念と違って利子 interest の概念が誕生してハハは興味深くものがある。尤も、その点は少し後の時代の現象になるので、ハハではかかる現象の存在しだいだけを摘示しておきたい。⁽¹⁴⁾

γ 不当利得 unjust enrichment

周知の如く、ローマ法にも、不当利得という概念はあった。⁽¹⁵⁾しかし、一般的な不当利得制度というものではなく、ユースティニアヌス法典の不当利得返還請求訴權 *condictio sine causa* という概念も確固たる内容を有しているとはいわれえないといわれていた。そして、かかる概念を拡張発展させたのは、まさに自然法学者であったという。⁽¹⁶⁾

興味深いのは、トマスの場合、不当利得の問題を一般的正義論と絡めて論じてゐることである。すなわち、返還に関し、「事物をめぐらす報酬 *recompensatio* 即しての正義の均等性が問題となる」ものとし、従つて、それを「交換正義」に属するとしている。⁽¹⁷⁾しかも、かかる概念に包摂される事項が広汎に亘つていたことに留意しておきたい。

しかし、かかる一般的観念は、次第に個別問題にかかる訴權の発達によつて、その意義を薄めていった。たとえば、フランス法の利益転用訴權 (*actio de in rem verso*) などが挙げられてゐる。⁽²⁰⁾

だが、イギリス法においては、この広い「不利益」観念を基礎に、契約法の領域の拡大をめざし、また、ヨモジ・ロウの厳格性をどうまで衡平法が匡正するかという問題は、決して今日でも消失した課題ではないことを指摘しておいた。⁽²¹⁾ その意味では、このテーマは法学的に見て基本的課題を含んでゐると言ふではないだらう。

(1) ハーリッシュ、前掲「法社会学の基礎理論」1101頁以下〔10 正義の内容〕、堀経夫監修、「経済思想史辞典」、創元社、昭和11六年、[高橋誠一郎著筆] 四九頁、内田貴、『契約の再生』、弘文堂、平成11年、とくに四七頁以下「社会現象としての契約の死」参照。プランク法などによれば、山口俊夫、前掲「プランク債権法」八頁以下、イギリス法などによれば、Atiyah, op. cit., [The Rise and Fall of Freedom of Contract] 参照。

但し、この問題は、現代の政治理論とも絡み、制度的には、現代法の根本に関する議論となつてゐるが、その点は本項の課題から離れるので省略する。

(2) イギリス法における、典型的な例は、一九七一年の Fair Trading Act やある。多く、消費者保護のための法律やこの語が用いられてゐる。cf. James P.Cunningham, The Fair Trading Act—Consumer Protection and Competition Law, 1947. 他方、比較法的に次の書も参考になつた。ed Donald Harris & Denis Tallon, Contract Law Today—Anglo-French Comparisons, 1989.

他方、現在では、競争原理か「価格統制」か政策的「闊税」か「補助金」制度の是非が論じられてゐる問題の事実である。例えば、EU についてみて、その圏内での農産物に関する流通に関し各国の意見の相違が存在し、その調整が大問題になつてゐる。その基底には、各国の競争原理に対する政策的見地の相違が横たわる。その法的側面などによれば、e. g. Jürgen Schlarb, European Administrative Law, 1992, pp. 754~6, 760~2, [prices—organisation of agricultural markets]. との趣意など、價格がどのように決まるか「公出」をもつて問題が絶えず存在する。

その他、本標では、cf. Atiyah, op. cit., [The Rise and Fall of Freedom of Contract]; Tettborn, op. cit., [An Introduction to the Law of Obligation], 1984等。

(3) ハーリッシュ、前掲「法社会学II」六〇〇頁以下。中央の「正當價格」論を軽視してゐる。「あらゆる教会は、この・内的本質において教会とは異質的な・非人格的な力が成長する傾向、深い内的不信の傾向をしており、まだ、大部分の教会は、この種の力に対して、何らかの形で反対の運動をおこなつてゐる」。「この特徴的な道徳的因素—すなわち、利子禁止と、商品と労働とに對して『正當な價格』(justum pretium) を要求し・与えねばならない命令—の歴史は、ハーリッシュの論述する余裕はない」。

六〇〇頁。「人の要求は、相互に関連し合っており、隣人団体の始源的な倫理に由来するものである。」六〇〇—一頁。「隣人団体は、交換を、一時的な余剩や自分の労働の産物の（他人との間におかる）平均化としてしが知らず、他人のための労働は隣人間の急場の手伝い、消費貸借は緊急の場合の援助としか考えない。」六〇一頁。

「『正当価格』 “iustum pretium” の理論の分野では、中世末期の教理がすでにわれわれて広汎な讓歩をおこなつてゐるし、また教会の独自の『經濟綱領』のところで語るといふ、ほとんど不可能である。」「教会は、基礎的な諸制度に対しても決定的な影響を与えた」とはない。教会は、例えば奴隸制のいふも基本的な重要性をもつて諸制度の消滅につけては、古代においても中世においても、自分の方からは、何らこうに足るだけの貢献をしていないのである。」「近世に入ると教会の協働がみられるが、この場合でも、教会は、もろもろの經濟的事実や、のちに啓蒙の側からの抗議に、おくればせについていたというだけである。」「宗教的影響が規定的な形で共働してゐる場合、それはゼクテ、とりわけクヨーカー派の影響なのである。まだこれらのゼクテも、その奴隸廃止論を、自分たちの実践において、きわめてしばしば破つてゐる。また、その他のあらゆる点についても、教会は、そもそも教会が介入している場合、基本的にば、諸都市や諸君主の伝統主義的な・『生業』政策的施策に連携してゐるやうだ。」六〇四頁。

R.C. Van Cangem, A Historical Introduction to Private Law, 1992, pp. 191~2. J.L. Bolton, The Medieval English Economy—1150~1500, 1980, pp. 322~3. 堀経夫監修、前掲[經濟思想史辭典] 四三一頁五七。

(4) ハーディック、前掲[トナーキー・國家・マーム] 一四二—一五一頁。Rawls, op. cit., [A Theory of Justice], pp. 342 et seq. [Fairness], M&R・フラー・マム、『選択の自由』、西田千明訳、日本經濟新聞社、昭和五五年。サーチャー・ハーガンセント法哲学者ハーディックの經濟思想的基盤を形成したフラー・マムの脚注は、現在でも政策的根拠としてなお力を保持してゐるとは周知の事実である。

なお、八の「正当価格」の問題は、「莫大な損害 laesio enormis」へ歸属されるいわゆる「正義の問題」に留意してある。例えど、石部雅亮、「契約の扭曲と契約正義—『莫大損害』(laesio enormis) の歴史と其の法理」、大阪市大法学雑誌110卷3・四号五九三頁以下参照。cf. Helmholz, op. cit., [The Spirit Of Classical Canon Law], p. 112 et seq. それゆえ、不当利得返還 (restitutio) に絡んで論じられることが多い。

(5) J・K・ガルブノイス、『經濟学の歴史—よりま時代と思想を覗む』、鈴木哲太郎訳、ダイヤモンド社、一九八八年、三七一四一頁。

(6) テヤベ、前掲[神学大全] 第一八分冊第七七問題第一項三六九頁 [iustum pretium]。

(7) 前出注(6) 参照。テヤベ、前掲[神学大全] 第七七問題第一項三七〇—一頁。

(8) 前出注(3)、前掲[堀経夫監修、『經濟思想史辞典』] 四四頁参照。

(9) 高利貸につゝては、拙稿、前掲七卷1号1111頁—一五頁、利貸(リカーリー)、利貸禁止(禁貸)につゝては、拙稿、前掲四卷1号

一一一頁、七卷二号二四一一一頁注（6）、二四五—六頁注（7）参照。また利貸契約（コントラ・カジニレール）については、七卷二号二四七頁注（12）「ふくに為替取引と利子の問題」、あるいは、利子付貸付と銀行については、同前二四八頁注（13）参照。なお、利子回避手段としての、interestについては、同前二三五頁「高利貸」参照。

(10) この問題に関わる興味ある叙述は、ウェーバー、前掲「支配の社会学II」六〇二頁以下においてなされている。この問題をめぐる教会と商人の間の葛藤は、まさに都市の勃興する中世後期から近世にかけての、資本主義発達史の基盤整備の糾余曲折を描くものといえよう。ただ余りにも複雑なので本項では省略したい。

ただ、その概略的発展史を記すものとして堀経夫監修、『経済思想史辞典』、創元社、昭和二六年、四八頁以下「高橋誠一郎執筆」[徵利論]の一部を紹介しておきたい。

「而も第一二世紀の前半に至るもなお神学者の間に重要な徵利論を見出す」とを得なかつた。」「パリのギヨーム（Guillaume de Paris）、クールズのアレクサンダー及びアルベルトス・マグヌスは、單に新旧両聖書の所言に拠つて、これを罪悪であると宣言したに過ぎなかつた。」「然るに、アクイノの聖トマスに至つて、徵利論は、新しい理論的基礎の上に置かれる」ととなつた。」四八頁。

「彼は『資金に付して利子を徴するは罪惡であるか如何か』の間に答えて曰く、資金に對して利子を徴するは、それ自体において不正である。何となれば、それは存在しないものを売るものであつて、かくの如きは又、明かに正義に悖つた不衡平を來さしめるものであるからである。」四八頁。「これを明らかならしめるためには、其の使用は即ちこれが消費に存する一定の物件の存することを觀なければならない。」

「然るにアリストテレスに拠れば、貨幣は第一に交換の目的のために發明せられたものであつて、従つて又、貨幣の本然にして主要たる用途は、これを交換に投入する其の消費、即ち譲渡である。」四八頁。「かくて資金の使用に對し、利子と称せられる支払を受けるものは、貨幣の本質其のものによつて、不法であつて、恰も人は、他の不正に獲得した財貨を返還する義務があるのと同じように、又、其の利子として徴した貨幣を返還する義務があるのである。」四八一九頁。

「教会法学者が利子の徴収を非難するがため用いた他の論拠は、利子を支払うのは、即ち『時間』に對して支払うものであると言ふに在る。『時』は万人共有的財産である。『時』は其の本質上、所有されることが得ないものであるばかりでなく、又、子を産むことのない金属其のものと同じく、独自に何物をも生産することの出来ぬものである。」「然らばこれに對して何物かを支払うべき理由は存する事がないのである。」四九頁。

「然しながら、損害の賠償は、恰も徵利を禁じたと同じく、交換上における正義の衡平を遵守するを論拠として是認された。」「正義は、債務者が、資金の返済に加えて、債権者の蒙つた一定の損害に對して賠償を行わなければならぬことを要求する。」「かくの如き所論は、まさに純正なる正義の觀念に適合するものと称するを得べきである。」「而も、それは債務者が債務を履行すると否とに

論なく、永遠の天恵を信じて貸与すべしと勧告した原始基督教の教義を離れぬる頗る遠いものである。わなければならぬ。」四九頁。

「微利の問題は、正義の基礎の上に移れぬし、」¹² 級の原則を失ふべからぬのやうだ。」四九頁。
 「而して或る者が他に貸せねば、だかだぬし、血口の蘇いた経費の損害は、一般に中古後期の教會法学者及び神学者が、貸給の使用を売る意味でおこすの利息、最もマントンニヤの數ある賃貸の基礎の原則がおもむくたぬのやうだ。」四九頁。

(11) 摘稿、前掲七卷11号11回大賣注(1)。ヘルムホルツ、Helmholz & Atiyah の式の引用を以ておいた。

Helmholz, op. cit., [Canon Law and the Law of England], pp. 263~89 [14 Assumpsit and Fidei Laesio], pp. 323~39 [17 Usury and the Medieval England Church Courts]; Atiyah, op. cit., [The Rise and Fall of Freedom of Contract], p. 65 et seq. 利子interestの法理変化、ノーリヒラサクベー主張の法理変化の興味を擇出する。ヘルムホルツ、一八五四年のusury 懸念をもとの交渉過程を示すのは、名所で記及している。

(12) 摘稿、前掲七卷11号11回11頁以下注(1) 参照。

(13) 前出注(12) 参照。堀経夫監修、前掲「経済思想史辞典」四八頁「微利論」。

トマスの利子論は、井とし、トマス、前掲「神学大全」第一八分册第七八問題「利子の罪にひゞく」三八五頁以下で触れてくる。やいやは、「第一項 貸した金のゆえに利子を取らへるゝは罪であるか」、「第二項 或る人が貸した金のゆえに何が他の便宜を要求やれるか」、「第三項 或る人が利子の金で取得したものをやべて返還しなければならないか」、「第四項 利子を取らへるゝを条件に金を借りるゝとは詐欺であるか」と二十九項田で論じられてゐる。アリストテレンスの論及は三八三頁八八一九、三九〇、三九四頁で展開している。

Cf. Godley, op. cit., [The Philosophical Origins of Modern Contract Doctrine], pp. 14, 103.

(14) 前出注(7) 参照。堀経夫監修、前掲「経済思想史辞典」四六頁。

(15) 原田慶吉、前掲「ローマ法」上巻、三〇大賣以下「第五款 不利利得」参照。

(16) 原田慶吉、同前110九頁。

(17) 原田慶吉、同前、ハーラッカ、前掲「法社会学の基礎理論」11回11頁、三口俊夫、前掲「ハーナス債権法」一九四頁以下「第四節 不利利得(enrichissement sans cause)」、神戸大学外国法研究会、前掲「仏蘭西民法(三)」一九九頁参照。

(18) トマス、前掲「神学大全」第一八分册第六二問題「返還にひゞく」の由で取扱つてあるが、それは第六一問題「正義の諸部分にひゞく」のすぐ後に論じられて、「交換主義」と絡めて論じてゐる。111頁以下。

(19) ルーベ、前掲〔神学大全〕第18分冊第6-1問題〔返還の義務〕〔第1項 返還は交換の行為である〕 11回画。

(20) 原田慶吉、前掲〔ローマ法〕上巻110丸、111大頁。

(21) 契約法領域の拡大の基盤になつたとの觀念の例として Atiyah, op.cit., [The Rise and Fall of Freedom of Contract], pp. 150, 161.

また、衡平法の闇をさうしたて Sarah Worthington, Equity, 2003, p. 251 et seq. [Part 5 Unjust Enrichment] [9 Correcting Misconceived Transfers], esp. p. 288 et seq. [Review]. しかし、現半體説の基礎からその軸心は轉じてゐる。cf. Atiyah, op. cit., [The Rise and Fall of Freedom of Contract], p. 156; Ibbetson, op.cit., [A Historical Introduction to the Law of Obligations], p. 263 et seq.

(22) Atiyah, op.cit., [The Rise and Fall of Freedom of Contract], p. 768.

⑤ 商人關係法の自然法—交換的正義との關係

では、人と人の關係を律する規範と商人の行為との間に相違があつたのであらうか。

ルーベの場合、⁽¹⁾商人の行為は、利得の欲望を満たすものとして非難された。それは、「限界を知らず、むしろ無限く心向かふもの」に奉仕するがゆであつられた。したがつて、「商取引 negotiatio されぬ自体として考察した場合、何とかの譴責も turpitudō されやう」ゆのゆれた。なぜ、「その本質 ratio がひいては譴責だらし過度に欠な田畠 finis honestus vel necessarius が五個へいたゞがわらだねり」であるが。⁽²⁾しかし、やうやあるがむかひて、「商取引の田畠やおの利得」ゆのみのせ、「その本質のうへに悪徳的ゆしへは徳に対立するよつた要素は何らあらずやしない。」ハルカム、「利得が何らかの必要不可欠な田的、あることは高潔な田的にあら義務づけられん」ゆを妨げぬのは何らか「」ハルカム、「トマズは、一定の田的奉仕を条件「必要不可欠で有徳な田的奉仕」に、より高価な商品売却の商取引の存在を肯定してゐる。その条件とは、⁽⁴⁾やなわら、現代的用語でいえば、商人が付加価値をもたる場合、状況が変動した場合「事情変更」等を挙げてゐる。⁽⁶⁾

但し、トマスは、嚴として、聖職者の商取引は、その行為はもとより、その外觀を有する場合までも禁止している。

時代的背景として、すでに、都市における活動が活発になってきた商人の活動形成を無視しえぬ状況を暗示しうるであろう。

(1) トマス、前掲「神学大全」第一八分冊第七七問題「詐欺について—売買において犯される罪」「第四項 商取引 negotiatio において何か買った時よりも高い価格で或ることが許されるか」三八二頁。

(2) トマス、同前三八二一三頁。

(3) トマス、同前三八三頁。

(4) トマス、同前三八三頁。

(5) トマス、同前三八三頁。訳注「四〇四」で、訳者はこの点について次の如き注を加えている。すなわち、「第一異論で引用されたクリュソストモス、およびカッシオドールスの否定的見解—それらは中世における商取引觀に大きな影響を及ぼしたとされる—とくらべて、トマスの商取引觀は商取引にからむ悪徳への傾向を見てとりつつ、それが必要不可欠で有徳な目的に秩序づけられうることを指摘しており、均衡のとれたものとなつていて。しかも、このトマス自身の見解は、主文の前半で触れられたアリストテレスの立場とも微妙に、しかも根本的に異なる性格をおびていてことに注意すべきであろう。」という。四四七頁。

(6) トマス、同前三八三一四頁。

(7) トマス、同前三八四頁。ここで想起されるべき」とは、テンプル騎士団の存在についてである。但し、この点については、拙稿、前掲七卷一号二三四、一二三五—六頁、二四七頁注(9)、二四八—九頁注(15)参照。